

## 総務委員会会議録

日時 平成29年12月13日(水) 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後3時30分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 遠藤 浩  
副委員長 宮本 秀憲  
委員 白井 成夫 鈴木 幹夫 大柴 邦彦 早川 浩  
卯月 政人 清水喜美男 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 石川 恵 警察本部長 青山 彩子  
警務部長 鈴木 康修 刑事部長 細入 浩幸 交通部長 小林 仁志  
警備部長 市川 和彦 生活安全部長 鶴田 孝一 首席監察官 窪田 圭一  
警察学校長 佐藤 岩生 総務室長 清水 順治 理事 石川 善文  
警務部参事官 岩柳 治人 警務部参事 若月 誠  
生活安全部参事官 矢崎 正美 刑事部参事官 宮川 俊樹  
交通部参事官 荒居 敏也 警備部参事官 加々美 誠  
会計課長 天野 英知 教養課長 野矢 聡 監察課長 小林 信一  
情報管理課長 吉田 一成 地域課長 平井 親一  
少年・女性安全対策課長 五味 雄二 生活安全捜査課長 比留間 一弥  
通信指令課長 秋山 敦 捜査第一課長 雨宮 雄二 捜査第二課長 藤井 清  
組織犯罪対策課長 姫野 賢司 交通指導課長 佐藤 光男  
交通規制課長 川口 守弘 運転免許課長 窪田 豊 警備第二課長 岩柳 幸夫

総合政策部長 市川 満 県民生活部長 立川 弘行  
リニア交通局長 岡 雄二  
総合政策部次長 三井 孝夫 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 平賀 太裕  
総合政策部技監 藤森 克也  
県民生活部次長 上野 直樹  
県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 三井 薫  
リニア交通局リニア推進監 細川 淳 リニア交通局次長 依田 誠二  
リニア交通局次長 渡邊 仁  
政策企画課長 塩野 開 国際総合戦略室長 落合 直樹  
リニア環境未来都市推進室長 石寺 淳一 広聴広報課長 平塚 幸美  
地域創生・人口対策課長 広瀬 ひとみ  
北富士演習場対策課長 佐野 俊一 統計調査課長 渡辺 武  
消費生活安全課長 砂田 英司 生涯学習文化課長 柏木 隆伸  
世界遺産富士山課長 入倉 博文 私学・科学振興課長 井上 弘之  
リニア推進課長 深澤 宏幸 交通政策課長 若尾 哲夫

総務部長 鈴木 康之 防災局長 茂手木 正人 会計管理者 布施 智樹

人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 佐藤 佳臣  
 選挙管理委員会委員長 中込 まさ彥  
 総務部理事 三富 学 総務部次長(防災局次長兼職) 笹本 稔  
 総務部次長(人事課長事務取扱) 中澤 宏樹  
 職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一  
 財産管理課長 渡辺 真太郎 行政経営管理課長 上野 良人  
 市町村課長 長田 公 情報政策課長 渡邊 雅人  
 防災危機管理課長 小澤 祐樹 消防保安課長 内藤 卓也  
 出納局次長(会計課長事務取扱) 中野 修 管理課長 宮阪 佳彦  
 工事検査課長 杉沢 富夫  
 人事委員会事務局長 古屋 金正 人事委員会事務局次長 石原 洋人  
 監査委員事務局長 末木 鋼治 監査委員事務局次長 内田 不二夫  
 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 保坂 芳輝

議題 (付託案件)

- 第 71 号 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 第 75 号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第 77 号 当せん金付証券発売の件
- 第 78 号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件
- 第 80 号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件
- 第 81 号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第 82 号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第 84 号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第 85 号 山梨県職員の退職手当に関する条例等中改正の件
- 第 86 号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの
- 第 87 号 平成29年度山梨県集中管理特別会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時01分から午前10時35分まで、警察本部関係、休憩をはさみ、午前10時45分から午前11時55分まで、途中休憩をはさみ、午後1時01分から午後2時01分まで総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ午後2時15分から午後3時30分まで、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

第84号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第86号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 所管事項

質疑

(信号機の老朽化について)

宮本副委員長 信号機の老朽化について、先日『週刊朝日』で危ない信号機という記事があったので、質問させていただきたいと思います。報道によりますと、全国に21万機の信号機があるそうですが、そのうちの2割が19年という耐用年数を既に超えていて、場合によっては倒壊したり、誤作動が起こったりすると、多少センセーショナルではあるんですけども、そういった内容でありました。今、例えば笹子トンネルとか、インフラ自体が高度経済成長期につくられたものが全体として非常に多くて、そういうものの老朽化が叫ばれている中で、やはり信号機も安全という面を考えれば非常に重要なものですので、山梨県の中で信号機はどのようになっているのか、それをまず伺いたいと思います。

この報道の中で、信号制御機というものが載っているんですが、信号機の柱である支柱は耐用年数40年、その上にくっついている制御機の耐用年数が19年ということです。この信号制御機というような言葉が我々一般の人にとってはなかなかなじみがない言葉ですので、まずこの信号制御機がどういったものかということと、今申し上げた支柱が40年、そして、制御機が19年という、この耐用年数の定義というか、どのようにそれをお考えなのかを伺います。

川口交通規制課長 まず信号機というものは、信号灯器、信号柱、それから、先ほど来話が出ています信号制御機から構成されております。その信号制御機は、各交差点に設置されました信号機に関しまして、車両感知器等から収集しました情報に基づいて信号の赤、青、黄色の表示をコントロールする、信号機のいわば心臓部

に当たる機器でございます。この信号制御機の19年という耐用年数でございますが、これは過去に警察庁が全国に対して故障の状況についての調査を行いました。その中で、19年を経過した時期から故障割合が急激に増加するというので、更新の目安といたしまして、19年というものを示しているものがございます。当県におきましても、この19年に沿って更新の計画を立てているところでございます。

また、信号機の柱につきましては40年が耐用年数と言われております。これは信号柱につきましては、現在主として鋼管柱という鉄の柱を使用しております。一般的な鋼管柱の耐用年数、これは柱の処理、防さびとか腐食を防止するために亜鉛メッキを処理に使っているわけですけれども、亜鉛メッキの耐用年数が40年程度であると言われております。このことからこれを1つの目安といたしまして、更新を図っているところでございます。なお、設置場所の環境によって当然この耐用年数には幅があるものと承知しております。

宮本副委員長 ありがとうございます。よくわかりました。19年と40年というふうになって、それが全国的に2割以上老朽化を超えていると、そういうことなので、非常に心配ではあったんです。

あわせて、山日新聞の報道で、2年ほど前、山梨県で、信号制御機、そして、信号柱の老朽化率が11.6%というのがあったんですが、それは2年前ということで、現状としてそれぞれ今どのようなになっているのか。老朽化率が現状どのようなになっているのかということを知りたいと思います。

川口交通規制課長 県内の信号制御機と信号柱の老朽化の現状につきましてご説明いたします。本年の11月末現在で、信号制御機、これにつきましては県内1,784基が設置されております。このうち19年を経過した信号制御機は164基ありまして、全体の9.2%となっており、先ほど委員がお示しになった数字よりも改善をしているところでございます。

全国的な位置づけとしては、現在統計数字が残っておりますのが平成28年度中のものとなりますので、これでお答えいたしますと、本県の19年を超えた信号制御機の割合は11.5%でありまして、全国平均が21.7%ということで、老朽化は比較的低い、いわば良好な県の中に入っております。

また、信号機の柱につきましては、本年11月末現在で県内に6,455本設置しておりますが、40年を超えたものにつきましては469本であり、全体の約7.2%となっております。信号柱の全国平均については統計数字がございませんので、御了承願いたいと思います。

宮本副委員長 この記事だと、ワーストの兵庫が37%ということで非常に高いものに比べれば山梨県は非常に低いということで、警察としても老朽化対策をしていただいていると理解はいたしましたが、これまでの取り組みというか、それは結果として数字がよくなっているのでもいいということと、今後の取り組みをあわせて答弁いただければと思います。

川口交通規制課長 県警察といたしましては、信号機の制御機や柱を対象といたしまして、年に2回専門の知識を有する保守業者に業務委託をいたしまして点検を行っております。また加えまして、一般信号機に関しては、制御機管理用端末といたしまして、制御機に接続することによって一定の期間にさかのぼって電気の流れなど障害の状況等のヒントとなるような数値を調べたりいたします。このように制御機のふぐあいを発見するための対策を幅広く講じているところでござい

す。その点検結果や障害の状況等から更新の必要性とか緊急性等を勘案し、優先順位を付して更新整備を行っているところでございます。今後につきましても、信号機だけでなく、老朽化した交通安全施設の更新につきましては、同様にきめ細かな点検を行い、緊急性や必要性を見きわめつつ計画的に更新を行うとともに、補修等によって継続して使用できるものにつきましては、早目に補修をするなどして、可能な限り長寿命化をあわせて図っていくこととしております。

宮本副委員長 本当に老朽化するインフラというのは全国的な問題になっていきますので、ぜひ信号機についても引き続き、必要なところから保守点検してほしいと思います。

最後に、そうは言っても、予算の確保なども必要になってくると思いますし、信号機自体、設置に結構お金もかかると聞いているんですが、予算の確保についての考え方を最後にお伺いして、私の質問を終わります。

川口交通規制課長 信号機をはじめとした交通安全施設の更新につきましては、先ほど申し上げましたように、点検をきめ細かく行い、この点検結果等を踏まえまして必要な事業を計画し、これを推進するために必要な予算を確保するよう努めてまいりたいと考えております。

(未検挙重要事件について)

臼井委員 主に私どもは報道によって知るわけですが、本県に殺人とか強盗とか、言うなれば、県警が捜査本部を設置して重点的な捜査を行うような事件が幾つかあると思うんですけども、そういう中でどうしても私どもは、検挙とか捜査のいかんによっては、県民の不安、あるいは地域の不安を増幅してしまうということを考えるわけです。そういう意味で、これまでというか、今日の状況で少なくともかかわっている事件、どのぐらい件数としておありなのか。よく私も捜査本部設置なんていうことを見ますけれども、現在そういう意味で捜査が続行されている凶悪事件の件数はどのぐらいあるのかお尋ねします。

雨宮捜査第一課長 警察で未検挙重要事件としているものにつきましては、捜査本部を設置しました殺人、強盗、放火等の凶悪事件であります。平成8年以降から昨年平成28年まで発生した事件の未検挙であります。全部で5件となります。それぞれ現在、継続捜査中であります。

臼井委員 今、捜査一課長の御答弁ですと、平成8年以降約20年間の間で5件あったと。平成8年というのは20年以上前ですよ。ただ5件ですか。もう一度教えてください。

雨宮捜査第一課長 捜査本部を設置した凶悪事件、この内訳ですけれども、殺人が4件、死体遺棄事件が1件であります。

臼井委員 わかりました。いわゆる未検挙の重要事件で最近解決に至ったようなケースはございますか。

雨宮捜査第一課長 最近未検挙重要事件で被疑者を検挙し、解決できた事例といたしまして、平成11年に発生しました、甲府市愛宕町地内の強盗殺人事件があります。これは別事件で服役中だった被疑者、当時77歳ですけれども、これを再捜査し

まして、平成26年2月に強盗殺人で逮捕し、無期懲役の判決により現在服役中の事件があります。この種の未解決事件の検挙は、県民の不安を解消し、安心安全な社会を維持する上で非常に重要であるということですから、今後も諦めることなく粘り強い捜査を継続していくものであります。

白井委員

ともかくこの20年間で5件という件数が多いのか少ないのか私にはよくわかりませんが、うち1件は77歳の男性が検挙され服役中だという話であります。あと4件、未解決、未検挙の事件だということだと思いますけれども、これに対しての、捜査ですから別に中身を具体的にと言うつもりは毛頭ありませんが、どんなふうな取り組みというか、捜査の状況を差し支えない範囲で説明していただければと思いますけれども、いかがですか。

雨宮捜査第一課長 未解決重要事件につきましては、捜査一課には特命班がありまして、これは刑訴法の改正のあった平成22年、人を死亡させて死刑に当たる罪、この時効が撤廃されております。そういうものにつきましては、これまでの捜査の見直し、各種資料の再鑑定などの捜査を継続して、粘り強い捜査を推進しているところであります。

白井委員

最近というか、殺人事件が甲府市内であってそのまま未解決になった事件で、市内では結構話題性の高い事件であったんですけども、どうしても未解決ですと、不安というか、あるいは時には、捜査に対し、検挙に向けてしっかりした捜査をしてほしいみたいな、そういう市民の要望というか要請があるはずなんです。そんなことで、私は、県警察に何十年、ほとんど刑事畑で大変な活躍をしてきた、ある先輩の方に、今退職していない方ですが、この質問をするために伺ったんです。そしたら、たしか科学捜査とかという言葉を使ったような気がしましたけれども、今は、いろいろな科学的な立証、捜査をして、そして、解決に迫るということも昔に比べれば多々あるんだけど、やはり捜査というのは、足を使って懸命な努力をするのが肝要だと思うよなんていう話を、伺ったんです。

そういう意味でともかく、どうしても検挙に至らないと、市民の不安も多いし、また、時に警察への不信が生じることがあって大変なことだと思います。今、警察のOBの皆様がリタイアしてから、警察と相談というか依頼を受けて、駐在所等で留守番をしてくださるとかいろいろなことで努力しているようなことも昨今よく耳にしますが、いろいろな知恵あるいはいろいろな人脈、いろいろな工夫を凝らしながら、そういった凶悪の事件ですから、本当に我々も心配するし、気になるんですが、解決に向けてぜひ今後ともしっかり御努力してほしいなど、これは強く要望しておきます。

(警察の広告宣伝関係について)

昨今、例えば小瀬スポーツ公園の陸上競技場は山梨中銀スタジアム、ネーミングライツという言い方をしていますけれども、あるいは野球場は、山日YBS球場で、あれは言ってみれば、民間会社の広告というようなことだと思います。昨今仄聞しているんですが、警察関係においても、大勢の市民というか一般の方々が集まる場所において、税収も少ないし、あるいは例えば自動車の免許センター等で印紙などを購入したりして手数料をとるんでしょうけれども、少子化や高齢化などがいろいろなことが作用して、印紙の販売なんかも、伺うところによると、減少していると、こんなことも聞いております。そういう意味で、県警察が民間の商業的というか広告宣伝関係のことに目を向けて

いらっしゃるようなことを仄聞していますが、具体的に話していただけるようであれば教えてほしいと思います。

天野会計課長　まず初めに、県警の予算、県警の事業等につきましては、犯罪の抑止や捜査、交通安全施設の整備など、県民等の安全安心の確保や治安維持に大きく影響を及ぼすものがその大部分を占めておりまして、なかなか削減が難しい面もあります。また、委員御指摘のとおり、証紙収入の減収が予想されることから、県警といたしましても、事務の合理化を図り、削減が可能な予算は削減するというところで努めているところであります。引き続き、警察活動に必要な予算の確保に御理解いただければと思います。

次に、県警といたしましても、県の財政負担が少しでも軽減できるように、各省庁からの交付金の動向を注視していくとともに、現在、新たな財源の確保ということで検討しているところであります。その内容につきましては、委員が若干触れたとおりではありますけれども、広告事業による財源の確保を検討しております。その内容につきましては、民間企業広告を掲出した広告枠と施設案内図等の行政情報が一体となった案内板を、来訪者の多い総合交通センターに設置いたしまして、民間企業等の広告主から広告料を徴収するというものを検討しております。また、来年度から実施すべく現在準備を進めているところであります。

白井委員　おそらく警察というおかたいところでは異例というか、全国のことは私は全く存じませんが、全国でもそういった動きはあるんですか。

天野会計課長　全国でも二十数県が既に導入している状況であります。

白井委員　行政も、警察にしてもそうですけれども、今、会計課長がおっしゃるように、少しでも財源に充てるものを確保するということは、これは、率直に言って、姿勢としては大変結構なことだと思うんです。そういう中で、今課長のおっしゃる、予定している、俗に言う広告収入ともいうんですか、それはどのくらいになるんですか。

天野会計課長　既に導入している県の状況等を確認いたしましたところ、収入の多い県で年間で約400万円、また少ない県では約20万円ということになっております。本県の事業収入枠につきましては、今後具体的に広告会社を決定するなどしていかなければ確定するものではありませんけれども、総合交通センター内に設置した他の県の状況などを見ますと、年間数十万円程度を見込んでいるところであります。

白井委員　本県は決して人口も規模も大きな県ではありませんからあんまり多くは望めないのかと思いますが、ともかく警察、役所関係というのは、一般の方々が日常いろいろなことで集まる場所だと思うんです。例えば免許センターみたいなところでなくても、十幾つある警察でそういうこと云々ということも大変だろうと思いますけれども、警察の施設の中にはそういったことが可能な施設も、もちろん県財産ですから県の財産管理や何かと相談も当然ありましようけれども、極力そういうことを進めていくことは、イメージ的にも、警察は変わったんだなみたいな、そこにおいておかたい警察が何となくソフトというか、そんなふうなイメージを与えることは決して私は悪いことじゃないと思うんです。

警察が甘過ぎて取り締まりがどうだなんていう批判を受けるようなことがも

ちろんあってはいませんが、警察のイメージが県民に対してそれなりのなじみやすいというか、あるいは警察も変わった、警察も頑張っている、専門家でなければ収入云々なんていうことまでは気づかないかもしれませんが、ぜひひとつ、大勢の方々が集まる場所等を今後も検討されながら、少しでもそういうことが実行できれば私は大変結構だと思います。初めての試みですから、頑張ってやっていただきたいなということを要望して終わります。

主な質疑等 総合政策部、県民生活部、リニア交通局関係

第75号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

大柴委員 今、課長のほうから説明があった繰越明許費なんですけれども、これはJR東海さんがやっていて、測量とか調査の成果品の件の引き渡しだと思うんですけれども、先ほど、8月からやろうと思ったのが、なかなかずれ込んで12月とか1月になって、それが来年度全部できないからということだと私は思ったんですけれども、もう一度よくその辺詳しく説明をしていただきたい。

もう1つ、この8,750万円ですか、この中は、全部で何件ぐらい用地の取得の件数が入っているのか、その辺をもう一度詳しく教えてもらえますか。

渡邊リニア交通局次長 まずJR東海が行う道水路のつけかえ協議におきましては、道路や河川の管理者はもとより、該当する地区の自治会など、さまざまな関係者の方の意見を反映し、適宜修正を加えながらつけかえを行う、いわゆる道水路の形状を確定してまいります。このように用地測量や物件調査を行うために必要な業務の中には、多数の関係者との調整が必要になってまいりまして、不測の日数を要しているというように承知しているところでございます。

また、繰越明許を認めていただくことによりまして、本線区間の約180名の方々との交渉を補償コンサル等に再委託する予定であります。

大柴委員 180名の人たちということは大体わかりました。これはやはり、JR東海のほうの仕事がおくれているということだと私は感じたんですけれども、その辺のところの確認と、もう1つは、JR東海と県と、この仕分けがよくわからないんです。役割分担というのが、どうなっているのか。JR東海と県の役割分担、この辺をもう1回教えていただけますか。

渡邊リニア交通局次長 県が用地交渉を行うに当たりましては、まずJR東海が事業用地等を確定する必要がございます。そのために、JR東海では、事業用地を確定するために必要な各地区への事業説明会や中心線測量、あるいは先ほど申し上げました道水路のつけかえ協議、さらに、これに伴います設計、そして、用地測量、物件調査を行うこととしております。また、県では、地権者に対しまして補償内容の説明等を行う中で、契約の合意を得るために交渉業務を行っているところでございますが、繰り返しになりますが、関係者との調整に不測の日数を要する中で、いわゆる成果品の提出が若干おくれたという状況でございます。

大柴委員 わかりました。県では、平成27年度にリニアの用地取得の事務所をつくって、そしてまた、専任の職員をそこに派遣して、今までいろいろな業務を行ってきたということは私たちもわかっているんですけれども、今回繰越明許費を設定する経費の内容というのは、民間の補償コンサルタント、これにいろいろな業務をさせるということで、民間の補償コンサルタントに再委託をするんだということだと思うんですけれども、この再委託をするというのはどのような

考えで行うのか、その辺もひとつ聞かせていただきたいと思いますけれども。

渡邊リニア交通局次長 JR東海との協定では、平成33年度までに用地取得を完了させるということになっております。限られた期間内で、迅速かつ円滑に用地取得を行う必要があると考えております。こうしたことから、用地取得のノウハウを持つ民間の補償コンサルタント会社に用地取得業務の一部を再委託するという考えでございます。

大柴委員 言っていることはよくわかるし、また、リニア中央新幹線の開業まであと10年を切っているわけでございますよね。とにかく早く用地をやらないことには前に進まないと思うんです。とにかく何となく今聞いていると、どんどんおくれていくような形に私は聞こえるんですけども、県としては、しっかり早く進めるためにはどのように考えているのか、もう1回この辺の所見を聞かせてもらいたいと思います。

渡邊リニア交通局次長 県といたしましては、まず何より地権者の皆様に御理解と御協力をいただかなければなりませんので、丁寧な説明に心がけているところでございます。JR東海や沿線市町と連携を図りながら、リニア中央新幹線のいわゆる計画のスケジュールにおくれが生じないように、先ほど申し上げました補償コンサルタント等も最大限活用する中で、効率的な用地取得に取り組んでまいるといように考えております。

大柴委員 わかりました。とにかく補償コンサルタントにはこんなにお金をかけてやるわけですから、しっかりと取り組んで、早い時間に用地交渉を進めていただきたい。

このごろ、新聞で大分大林組さんの話が出ているわけです。これに対して県はどのぐらい把握しているのか、それに対してのおくれが生じるのかどうか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

深澤リニア推進課長 今回の報道で、事件につきましては県としても大変驚いているところでございます。そういう中で、全体のスケジュールにおくれがあっては困るということで、県としても大変心配をしているところでございます。そういった中で、先般、JR東海に対しまして、まず電話の情報での確認、またJR東海の職員をこちらのほうに呼びまして、事実関係につきましての説明を求めたところでございます。JR東海といたしましても、現在のところ、新聞報道のものしか答えることができないという回答でございましたし、なおかつ、全体スケジュールがどうなっていくんだということも求めたところでございますけれども、やはり捜査が行われているという中で答えることができないということでございました。県といたしましては、決しておくれがあってはならないということでの要望を強くしたところでございます。

大柴委員 ぜひ県も本当にしっかり内容を把握していただいて、それで、迅速に調べていただきながら、県議会にもしっかり知らせていただきたい。そして、山梨県内の工事が絶対におくれないようにやはりしていかなければならないと思いますので、ぜひその辺もしっかり対応していただきたいと思います。その辺の意気込みを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

深澤リニア推進課長 県内で行われている建設工事につきましては、JR東海のほうにもしっ

かり確認をしましたけれども、基本的には計画どおりに進めていくということ  
で確認をとってございます。また、今回の事件につきましても、しっかりJR  
東海に再度、粘り強く内容確認、情報提供を求めていく所存でございます。ま  
たそのことがわかり次第、先生方にも伝えていきたいと考えております。

大柴委員            お願いします。

小越委員            この8,750万円ですけれども、民間事業者は、幾つの事業者に委託をされ  
ているんでしょうか。

渡邊リニア交通局次長   今回御審議いただきました上で発注することになりますので、現時点  
では業者は決まっておりません。

小越委員            そもそもこのリニアの民間の方々に委託する予算は幾らあって、幾ら執行し  
たのか。どのぐらいになっているんでしょう。それとも、全部全て繰り越しな  
んでしょうか。執行された分はあるんでしょうか。

渡邊リニア交通局次長   約1億円の予算がございまして、約1,800万円については既に発注  
済みでございます。残りの部分について今回明許設定をさせていただくとい  
うことでございます。

小越委員            ということは、1,800万円は何事業所にやったのでしょうか。これから  
8,700万円やるというんですけれども、その委託費の根拠ですね。何回通っ  
たのか、いや、成功報酬なのか、それとも何平米やるとか、地権者の数とか、  
そういう算定根拠はどうやってやるんですか。

渡邊リニア交通局次長   先ほど申し上げました既に発注済みにつきましては、3件発注して  
おります。

次に、委託料の積算ということだと存じますが、これにつきましては、県の  
県土整備部で定めております用地調査等業務の積算基準に基づきまして、現地  
調査というか踏査、あるいは関係権利者の特定や、用地交渉資料の作成、また、  
権利者に対する補償説明、こういうものを行うに当たりまして、これらに要す  
る作業員の人件費、旅費あるいは説明資料の作成等、そういう経費について委  
託料として算定しております。

小越委員            決算委員会の際に、平成28年度の用地取得は9事業者によって8,700  
万円支出したことになっています。今の話で8,700万円は大体同じぐらいで  
すけれども、昨年度と同じような事業者と同じ場所をするんでしょうか。新た  
な場所の用地ですか。

渡邊リニア交通局次長   今回の今年度の分につきましては、新たな場所について発注する予定  
でございます。

小越委員            その新たな場所は具体的にどういうところか、ここで説明いただけるでしょ  
うか。具体的にどこのところなのかわかりますか。

渡邊リニア交通局次長   先ほど申しましたように、道路のつけかえ協議等がおくれている、そ  
ういう箇所、含まれている地区につきまして、今回成果品が出てまいりますか

ら、それに基づきまして用地の交渉を受託するという考えでございます。

小越委員 先ほど大柴委員の質問で180人の方々という数字が挙がったんですけれども、180人の方というのは、昨年は富士川町とか南アルプス市と具体的にしていますけれども、どの地域というのがあるのでしょうか。

渡邊リニア交通局次長 用地交渉に新たに入る、そういう地区もございます。そういう中で、現在のところ、10地区ほど予定をしているところでございます。

小越委員 場所は言わないんですね。決算書のところでいきますと、富士川町という具体的に名前が載っていますけれども、180人の方々以外の方も含めて、用地交渉が進まないのは、防音フードの問題など説明不足のことがたくさんあります。不安なこともたくさんありますので、そこが進まない限り前に進んでいかないと思っております。県がJR東海にしっかりと説明をするように強くお願いしたいと思います。

場所はどのように言えないんですかね、180人。

渡邊リニア交通局次長 用地交渉に新たに入る地区もございます。そういう地区に対しまして、今後の用地交渉に支障をきたさぬようという点も踏まえまして、具体的な地区名については差し控えさせていただきたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第78号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件

質疑

卯月委員 今の説明で、今回の定款変更は、今の地方独立行政法人の一部改正に伴い実施するものだということでありました。そもそもなぜ今地方独立行政法人が改正されることになったのか、その詳しい背景についてお伺いしたいと思います。

井上私学・科学振興課長 法改正の背景でございますが、独立行政法人制度は、平成13年の中央省庁等改革の一環といたしまして、行政の実施部門に法人格を与えて独立させた上で運営の裁量を付与することにより、効率的・効果的な政策実施を行うことを目的に導入されたものでございます。導入以降この目的に沿って運営されてまいりましたが、国の一部の機関において法人職員が民間企業と共謀して架空取引を行い、法人に損害を与えるなど、組織の不適正な対応に対して内部ガバナンスが機能しない事例が発生いたしまして、制度上の問題点が指摘されてまいりました。こうした問題を解消し制度の運用改善を図るために国において検討が行われてまいりまして、平成25年末、独立行政法人改革等に関する基本的な方針が閣議決定され、今回の法改正に至ったものでございます。定款変更はこの法改正と同様の内容の改正や、その他の規定の整備を行うものでございます。



すよね。学長は学問の研究・追求のことも含めますので、学長選考会をわざわざ理事長に変えることはないと思います。学長は学長、理事長は理事長というふうに改めてやるべきだと思いますので、ここは私は反対したいと思います。

討論

小越委員 今申し上げましたとおり、ここの学長選考会議のこのところのこの部分について反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第86号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

質疑

小越委員 今回の条例改正で、知事・副知事の期末手当の増額が出ておりますが、この補正予算に知事・副知事の期末手当の増額分がこの中に入っているという理解でよろしいのでしょうか。

塩野政策企画課長 今回の補正の中に、知事・副知事の期末手当の増額も含まれております。

小越委員 知事・副知事の期末手当は、幾らが幾らになるのでしょうか。

塩野政策企画課長 月数で申し上げますと、期末手当が12月期1.7月が1.75月となっております。

討論

小越委員 知事・副知事の期末手当増額についてここに含まれているので、私は反対いたします。知事、副知事は高額をいただいておりますので、これ以上上げることはないと思います。職員の分は上げていただいて十分だと思いますけれども、この分が含まれておりますので、私はそのことについて反対いたします。職員の方の分はぜひ増額をいただきたいと思っています。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(総合球技場について)

鈴木委員 総合球技場について、自分で見た中で整理をしなきゃならないので、先般福岡へ行ってきまして、これも箱物なんですね。サッカー場と、それから、もう1つ、ラグビーかな、を併設して、海のそばにあるんですが、すばらしいJ3の施設で、総工費約110億円になるという施設でございます。

前々から山梨県でも基本的には総合球技場という名目の中で進んできていることはわかっているんですが、先の9月議会において、基本計画策定などに要する経費の計上をして、現在、検討委員会の中でこれから鋭意進んでいくということは承知をしています。総合球技場のコンセプトは、県民の皆さんの球技場を目指してということで、お年寄りから子供までという形の中で基本を定めているんですが、御承知のように小瀬スポーツ公園の各施設がもう30年ぐらいを経過しているものも多いということの中で、まず基本的には箱物ではないということと、それと、総合的に、公園を整備していくという考え方の2つがあるんだけど、まずその辺を、基本として聞いておきますけれども、どのような考えで今進んでいるんでしょうか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 総合球技場につきましては、委員御指摘のとおり、県民みんなの球技場ということで、9月に予算をいただきまして、現在、検討委員会の開催に向けまして最終調整をしているところでございます。

委員御指摘のとおり、ただの箱物ではなくて、フィールドにつきましては、芝の関係がございまして年間100日程度という利用が見込まれますけれども、それ以外の附帯施設等を今後検討することにおきまして、お年寄りから子供まで皆さんで利用していただけるような球技場を目指してまいりたいと思っております。

また、あわせまして、今、委員御指摘のありました、小瀬スポーツ公園自体が30年たっているという中で、不足している機能を補わなければならないこと、また、総合球技場との関連でどのような利用ができるか、こういったことにつきまして検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

鈴木委員

ヴァンフォーレ甲府もJ1からJ2になって、来年また頑張ってJ1に復帰と言っているけれども、なかなか僕らから見ると厳しいような状況も見えます。当初の知事の考え方の中に、想定は、私としたらJ1であったのかなと思うんだけど、そのときと今のトーンが全体から見ると下がってきているのかなと。1年かけてこれから検討委員会でやっていくとは思うんだけど、知事ではなく県庁の職員として、皆さん方今まで考えてきた、頭に入れた総合的な球技場の中で、同じ考え方を今踏襲して持ってきているのか、それとも、今から検討協議会の委員が決まって、その中で1年かけてもんでいくかどうかはわからないけれども、県としてはどのような考え方で進んでいこうと思っているのかね、今の現状から。それとも、ダウンして考えていくのか、その辺はどうなのかね。

石寺リニア環境未来都市推進室長 ヴァンフォーレ甲府は、今まではJ1ということでございました。J2に残念ながら落ちてしまいましたが、私ども県としましても、ヴァンフォーレ甲府が球技場を整備した以降の何十年間J1に必ず居続けるという保障はございませんので、そういった点を踏まえまして、J1、J2、その場合の観客動員数、いろいろな利用見込みも含めた上で検討していくという考えは従前から持っております。ただ、今回J2に落ちたことで、この間知事が記者会見で申しましたように、そういったこともきちんと踏まえて、過剰な投資にならないような形の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

鈴木委員

福岡と違って人口の数も違うし、身の丈ということもあるんだろうと思います。その中で、1年かけてになるかどうかわからんけれども、ただ、基本コンセプトというのは多分県のほうでつくると思うんだけど、その県のものを今度は委員で協議するんでしょうね。そのスキルと、それから、先ほど言ったよう

に、どんな方が委員で検討していくのか、これからどんな進捗で進めていくのか、その辺もお聞きをしておきたいと思います。

石寺リニア環境未来都市推進室長 現在、検討委員会につきましては、11人で構成する予定でございます。そのうち、競技関係者3名、これはサッカー関係者、アメリカンフットボール、ラグビーの関係者でございます。それ以外にも、日本サッカー協会、また、Jリーグのスタジアムの専門家、それから、建築関係の専門家、また、県民みんなのスタジアムということで県内の学識者、障害団体の代表者というような形を想定しておりまして、幅広く御意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、検討につきましては、今月、第1回をぜひ開きたいということで今、最終調整をしております。1年間かけまして、まずは施設の規模、それから、附帯施設の機能、コスト削減策、利用促進方策、それらを踏まえまして上で最終的な建設方法等を検討いたしまして、イニシャルコスト、またランニングコスト等をきちんとお出しして、議会または県民の皆様にお示ししていきたいと考えております。

鈴木委員 わかりました。一応現状として、経済団体のほうで、中心は4団体かな、約10万人の署名活動をして、多分県のほうへ来ていると思う。また、予算はまだ決まってないと思うけれども、どのぐらいの予算で検討委員会にかけていくのか。まだ決まってないかな。決まっているでしょう、もう。決まってないということはない。第1回目の検討委員会をやるんだから、それはもう県としてある程度青写真が出ているはずだと思うが、どうなの。

石寺リニア環境未来都市推進室長 これまでの検討委員会の検討の中で、基本構想を9月に策定させていただきました。その中では、この10年間につくられました類似施設の施設規模、また整備費等をお示したところでございます。今後、整備に当たりまして、規模、それから、附帯施設によりまして建設費等が変わってまいりますので、まずは2万人規模ということ、それから、サッカー、アメリカンフットボール、ラグビーが使用できるものを前提に御議論を始めさせていただきます。その中で附帯施設とか、またコストの削減方策というような中で最終的に金額等が示されていくものということでぜひ御理解のほう賜りたいと思います。

また、整備期間につきましては、約1年、来年度中かけまして基本計画を策定いたしまして、その後、基本計画の中でどのような整備方法をとるか。例えばPFI方式をとるということになりますと、またその後、いろいろな業者の選定等で2年近くかかりまして建設。また、直接県が施工することになりますと、その後、基本設計、実設計を経ての建設。それからまた、財源の問題といたしまして、国庫補助金をいただくのか、またt o t oのほうをいただくのか、それぞれ財源の問題。t o t oにつきましても30億円という上限がございますけれども、それが1年間に何施設といったことではございませんので、競合する施設が出ればその分は減らされてしまうということも加味しながら、現在、他県等においてもいろいろなスタジアムの計画がございますので、そこら辺を含めながら、また基本計画の中で長期的なスケジュールをお示ししていきたいと思っております。

鈴木委員 最後になるけれども、基本的には県民の皆さんは多分、箱物という感覚が県的に多いし、確かに総合的に整備するといっても、県民の皆さんは箱物を

くるというふうな観点にもなってしまう。もう1つは、検討委員会で多分検討されると思うんだけど、最終的には県議会の議決を経ていかなきゃならない。出して、検討委員会はいいと言ったけれども県議会はだめだよと言ったときの問題もいずれ出てくると思うよね。だから、早目に県議会のほうにも、こんな方向で進んでいくということは何回もやはり周知していかないといけないと思うし、それから、県民の皆さんにもやはり丁寧に、こういうものをこういう考え方でこういうふうにするんだよ、ただの箱物じゃないよとはっきりしたものを出して、県民に周知させることも必要だと思うけれども、その辺を最後にして質問を終わらせていただきたいと思います。

石寺リニア環境未来都市推進室長 委員御指摘のとおり、最後、計画をつくりまして、はい、これをということは決して考えておりません。委員会ごとにつきまして、基本的な考え方がまとめ次第、議会のほうにも御報告はさせていただくとともに、ある程度の基本的なコンセプトができましたら、きちんと県民の皆様にもお伝えする中で、最終的な御了解を得られるような形で進めてまいりたいと考えております。

(私学助成制度について)

宮本副委員長 私学・科学振興課の課長にお伺いします。先日11月8日の総務委員会で私学関係団体の役員の方々との意見交換をさせていただいたんですが、その際幾つか御意見をいただいたことについてお伺いします。とりわけ私立幼稚園の関係者の皆さんから、子ども・子育て支援制度がスタートする中で、私立学校を所管する私学・科学振興課と、子ども・子育て、認定こども園などを所管する子育て支援課との連携が不足しているという意見とか、新制度に移管した後の私学助成、とどまるほうに対する手当が厚くないんじゃないかと、そういった意見が出されておりました。それでまず、それについて幾つかお伺いします。

この子ども・子育て支援制度、スタートしたのが平成27年ということで、我が県の私立の幼稚園の新制度の移行状況、現在までどうなっているかまず伺います。

井上私学・科学振興課長 子ども・子育て支援制度への移行状況でございますが、制度が発足した平成27年4月には、当時59園ありました私立幼稚園のうち27園が新制度へ移行いたしました。また、平成27年度末には2園、28年度末には4園が移行し、今年度末に1園が移行する予定となっております。合計では今年度末までに計34園、率にして58%が新制度に移行いたします。ちなみに、全国の状況は、今年度末までに新制度に移行する割合は45%でございます。

宮本副委員長 本県のほうが全国平均より多いということはわかりました。ただ、残られるという園も42%ですが、存在するというので、そうすると、42%が残るということですのでよろしいんですね。

井上私学・科学振興課長 先ほど申し上げました率というのは、今年度末時点での率でございます。今年の6月に移行に関するアンケート調査も実施しております。この調査によりますと、明年度以降に新制度へ移行を予定している園が4園ございまして、廃園を検討している園が2園あります。そうしますと、将来的に新制度へ移行しないと予定している園はトータルで18園となる予定でございます。ただし、今回の調査で移行しないと回答した園からもその後に移行の問い合わせを受けておりました、場合によっては今後、移行を検討する園がふえてくる

可能性もございます。

宮本副委員長 先ほどの冒頭の意見として、私学関係者の方々からありました、私学・科学振興課と子育て支援課の連携不足という話、それと、私学助成に対しての手当がちょっと薄いんじゃないかと。こういった意見について、これまで県としてどのような対応をとってきて、今後どうするのかもあわせて伺います。

井上私学・科学振興課長 まず子ども・子育て制度を所管する子育て支援課との連携でございますが、移行を希望する園から新制度の内容等について相談があった場合には、新制度に移行した場合の一番ポイントになります給付額のシミュレーションなどを子育て支援課の担当者を交えて本課と協働して行うなど、きめ細かな支援を実施してきたところでございます。今後も、移行を希望する園が円滑に事務手続きを行えるよう、子育て支援課と連携しながら丁寧な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

また、私学助成にとどまる園への助成についてでございますが、新制度の施行に伴いまして、私学助成の対象となる幼稚園の園児数が減少しているところでございますが、私立学校運営費補助金の予算におきましては、従来の補助水準をしっかりと確保できるように、新制度がスタートした平成27年度から、従前の措置に加え、特別分を上乗せ措置しているところでございまして、今年度は780万円を県単独で上乗せしているところでございます。今後もこうした特別措置を継続いたしまして、私学助成にとどまる園の財政支援をしてまいりたいと考えてございます。

宮本副委員長 上乗せについては了解したんですけれども、連携の不足というのは私も常々、子育て支援課とかに感じておりまして、それは今後どうしていくのかという点と、そもそも文科省の管轄と厚労省の管轄があるから連携が不足しているのか、県庁自体の問題なのか、その辺どんなふう考えてらっしゃいますか。

井上私学・科学振興課長 新制度のほうは、委員御指摘のように厚労省が所管しておりまして、幼稚園教育というのは文科省が所管しております。その流れで、国の所管省庁が違うということで本県の所管課も変わってはいるんですけれども、そうは申しましても、園にしてみると、県という窓口は1本だと考えてございますので、どちらに相談が来たとしても、我々のほうがしっかり連携をして対応ができるように、これからも努めてまいりたいということでございます。

宮本副委員長 連携については本当におっしゃるとおりで、ぜひそこはしっかりとお願いしたいと思います。最後の質問ですが、専修学校・各種学校についても意見が出されたと思うんですが、我が県の教育機関として非常に大きな役割、産業界の即戦力としてまさにさまざまな人材を輩出されている専修学校・各種学校について、こちらには県として助成をされているということ認識はしているんですが、その関係者との意見交換会の中で、いわゆる学校法人というか準学校法人が運営しているところは助成があるけれども、そうじゃないところはないと。例えば業種組合立の専修・各種学校、この辺は何ゆえ助成しないのか、その辺のことを教えていただければと思います。

井上私学・科学振興課長 私立学校への助成につきましては、公の支配に属さない事業に対して公金を支出してはならない、これは憲法89条の規定でございまして、憲法第89条との関係を整理するために昭和50年に私立学校振興助成法が制定さ

れたところでございます。この私立学校振興助成法では、助成の対象として学校法人、準学校法人が対象とされておりまして、個人の設置した学校、社団法人や業種組合立などの設置した学校に対しては対象外であるということで、助成を行っていないところでございます。

白井委員

宮本副委員長が言った前段の問題ですけれども、普通の幼稚園、認定こども園、先ほどの質疑のように、県民生活部と、福祉保健部にまたがっていると。ともかく山梨県の場合、ワンストップサービスができないから、幼稚園の経営者もどっちへ行っていいのかさっぱりわからない。認定こども園は福祉の子育て支援課、そして、今、現実には認定こども園のほうが多くて、一般の幼稚園のほうが少なくなっちゃっている。こんなことの行政対応を何とか整理していかないと、改革していかないといけないということを感じる。

今回の場合、何とかひとつこれを機会に、本来幼稚園の担当ですよというのは、私学・科学振興課、私学が上に来ている課のネーミングだからいいんだけど、認定こども園も幼稚園ですから、幼稚園に関してはワンストップでともかくやるということの方向性を、井上課長、よくいろいろな関係課と相談し、組織の担当とも相談したりして、これはちょうど新年度を控えているわけだから、できれば役所のことゆえ、のろいのが当たり前みたいなことを言われないうちに、新年度迎えている絶好のチャンスなので、それを考えてもらいたいということ強く言っておきます。

もう1つは、専門学校、いわゆる学校法人であるとかないとかいうことを言って、何か大変、憲法上云々だなんていう話、初めて私は聞いたけれども、ともかく憲法が学校法人でない専門学校には助成しちゃいけないなんて、そんなことは絶対書いてないと思う。解釈のしようでこれもあるし、また、ともかく山梨県の同じ専門学校でありながら、学校法人と学校法人でないところとの違いが歴然としている。このことも今、端的にしっかり答弁ができるんだっただけでもらってもいいし、また後ほどというんじゃ後ほどでも構わないけれども、この問題もいつかは解決しなきゃならない問題だと思います。それは、要するに、負担の公平だとか、あるいは同じ専門学校でありながら、学校法人にしたけれどもできないという専門学校もあるだろうから、それは学校側の設置者の云々じゃなくて、通う子供たちをどのようにフォローアップしていくかということ原則に考えてもらわないと困るなと思います。

そういう中で、専門学校・各種学校協会というのがあって、この業界は学校法人の有無を問わず、専門学校は全部というか、有志専門学校が入っているのがあるんですけども、そこに年間70万円しか助成をしていない。これももうずっと長い間固定的にそうなっている。このことも、ともかく専門学校は全部で、今の数字はわかりませんが、私の記憶ではおそらく山梨県専修学校・各種学校協会に参加をしている学校の学生数のトータルは二千何百人になると思います。そういう中で、普通の小中学校とか、あるいは幼稚園に比べて、あまりにも冷遇した実態であるということですから、この点をやがて当該の団体から要望が出てくるということ私は仄聞していますけれども、せっかくの機会だから、そのこともひとつ十分念頭に置いてもらいたい。

井上私学・科学振興課長 まず子ども・子育て支援制度を所管する福祉保健部との連携でございます。やはり幼稚園にしてみますと、我々の課が長く園と向き合っていた経緯がございますので、我々の課のところに相談も非常に多うございます。そうした場合には、やはりたらい回しにすることなく、ワンストップで、我々自身も子ども・子育て支援新制度の勉強を的々確な答えができるように、ま

たできないときには、子育て支援課ともしっかり連携しながらワンストップでできるように今後も努めてまいりたいと思います。

また、組織の改編につきましては、委員の御指摘も踏まえまして、所管する課へ話をしてみたいと思います。

また、学校法人以外への助成でございますが、私学振興助成法上はやはり学校法人が助成の対象として定められておりまして、法律の規定上、業種組合立等には助成は記載がないものでございます。その辺につきましても、法律を読んだ限りではやはり助成は難しいと思いますけれども、文部科学省の所管課とも協議をしながら、果たして我々の読み方が正しいのかどうかということも改めて確認をしてみたいと思います。

また、専修学校・各種学校協会への助成でございます。定額で70万円の助成をしているものでございますけれども、協会の活動内容等を十分精査しながら、適切な金額での助成となるように努めてまいりたいと考えています。

白井委員

課長が憲法違反だみたいなことを言ったから、それで私は触れたんだよ。例えば法律が補完できていないものは県条例で、法律にないものは県条例で補完するという県独自のパターンも決して採用できないわけではないと私は思います。

それから、私学の人たちが一生懸命勉強して認定こども園のことも努力しているって、それはそうだと思います。現実到现在まで一番私立幼稚園と向き合ってきたのが私学担当ですから。ただ、現実に国の方針上、もう認定こども園というのは、私学課とある意味じゃ関係なくなっちゃったわけです。そして、現実で言えば、これはたしか市町村が対応しているんでしょう。だから、そのように実態が組織的にも事務的にも大きく変わったときに、これは再考したほうがいいですよというのは、これは当然の論拠のはずなんです。だから、ぜひ、担当課に言っておくなんていう程度の話じゃなくて、十分協議をするというぐらいの答弁でないと、これは宮本副委員長も私もちょっと納得できかねるなと思います。どうですか。

井上私学・科学振興課長 委員の御指摘も踏まえまして、所管課としても十分検討をして、担当課とも協議をしてみたいと思います。

( 休 憩 )

( ラグビーのワールドカップの日本大会について )

早川委員

まず総合政策部に、ラグビーのワールドカップの日本大会についてお伺いします。このことは、知事も所信などいろいろな場面でコメントをされています。今、2020年の東京オリンピックがいろいろ注目をされているんですけども、実はもう1年半後にはラグビーのワールドカップの日本大会があって、これは本当に私は県政の重要課題だと思っています。

経済効果も2,500億円、2,600億円と言われていて、本県もこれを誘致するために富士北麓公園等に17億円超の公費を投入してやっている中で、現状では、東京オリンピックのキャンプ地としてフランスが内定をしている。しかし、その前年のラグビーのワールドカップについては決まっていないう状況があります。そこで、ここに組織委員会から出ている公認チームキャンプ地のガイドラインがあるんですけども、夏には公認キャンプ候補地が決まって、秋からは実際に海外のチームが視察をするという予定があるんですけども、いまだにその動きがない。そういった中で、もちろん市町村と連携して

県がやられているということだと思えますけれども、これに対して県としての取り組み状況とか進捗についてまず伺います。

落合国際総合戦略室長 ラグビーワールドカップ2019日本大会の公認キャンプ地の選定でございますが、当初、委員がお持ちになりましたプロセス、そのとおりに書かれてあったわけなんですけれども、10月にその手続、スケジュールを変更するという通知が大会組織委員会のほうから参りました。現在、やはり若干おくれぎみに手続が進んでいるような状況でございます。今月12月以降徐々に視察が来るというふうな日程で今、手続が進められているところでございます。県としましても情報収集に努めておりまして、引き続きこれらにつきましては積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

早川委員 予定が変わったということですね。ルール上、いろいろなエージェントが入ってくる関係で、こちらのほうから直接海外のチームにアプローチするということはできないというのは承知をしているので、情報収集するとか、アンダーグラウンドの部分でぜひ、結構投資をしているので、誘致をするようお願いしたいと思います。

それで、先ほども言ったんですけれども、経済効果が2,500億円とも言われているこのイベントを本県にどれだけ取り込むかが大切だと思うんです。そういう中で、私も9月議会で、具体的にフランスのスポーツエージェントを誘致して、それにアプローチをしるという質問をしたところ、答弁では、早目に呼んで、これに対してアプローチを行いたいと言ったんですけれども、それに対してはどのようなことが行われているのかお伺いします。

落合国際総合戦略室長 9月議会で御質問いただきました件につきましては、10月20日にフランスの旅行エージェント、これはワールドラグビーといいますワールドカップを主催している国際的な団体でございますが、2019大会の公認をとっているエージェントの方に御来県いただきまして、県内視察をしていただいたところでございます。

早川委員 視察をしていただき、そこで具体的にビジネスチャンスにつなげなきゃいけないと思っていて、これも同じような発言になるんですけれども、御案内のようにフランスは、国の消費動向調査でもアメリカとかアジア諸国を超えて上位ですし、東京オリンピックの後はフランスのオリンピックですし、ラグビーのワールドカップ、日本大会の次はフランスのラグビーワールドカップがあるので、つまり、フランスを中心としてヨーロッパとの交流が深まることだと思っていますので、注力したほうが良いと思います。

そして、もっと言うと、オリンピックは2週間なんですね。ですけど、ラグビーのワールドカップは2カ月、45日超になるので、非常に地域に対する影響が大きいと思います。そこで、練習とか試合を見に来た人に、山梨県として具体的にツアーエージェントに対して、例えば南アルプスと日本酒とか、富士山とワインとか、旅行会社に対して具体的な提言をしていくべきだと思うんです。前にそんなようなことをお考えだったようなことを記憶しているんですけれども、それに対してはどんな方針なのか、また、やったのであれば、そういう成果などを聞かせていただきたいと思います。

落合国際総合戦略室長 視察の結果を経済効果につなげていくべきというふうなお話かと思えます。視察の結果、詳細につきましては今、調整中の部分がございますけれど

も、そのエージェントというのは、過去の大会において数千人規模でフランスから開催国に送客実績があるというふうになっております。そちらのほうのツアーといいますか、その観光のほうが進んでおりまして、本日現在、山梨県もそうしたコースの中に含まれるということで、ウェブサイト、インターネット上にも周知がされております。観戦の途中に本県のほうにもお立ち寄りいただけるという方向で今、手続のほうが進んでいるというふうに承知しております。これをきっかけに、インバウンド観光あるいは交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

早川委員

来年は、日本とフランスとの友好160周年、また富士吉田とシャモニ・モンブランと40周年という、いわゆるアニバーサリーが続くので、部長も落合室長もフランスに行かれたことがあるので、ぜひ引き続き頑張ってくださいと思います。

(富士山保全協力金の徴収体制について)

次に富士山に関して、これもシーズンではないんですけれども、重要課題だと思いますので、お伺いします。まずこの時期にいろいろ整理しておかないとまた来年同じことになってしまうので、保全協力金の徴収体制についてです。この協力金については、人数や協力の額はふえたと思うんですけれども、御案内のように、県が従前から言っている7割には今年も残念ながら、さまざまな努力をされているんですけれども、達しなかったと、そういう状況があると思います。

そこで、お金をかければいいというものではなくて、私自身、もうちょっと、まだまだ徴収方法に対して改善、効率的なやり方があるんじゃないかなと思って考えてきたんです。今現状、山小屋の方や登山ガイドの人に聞くと、例えば2時とか3時、夜中にも徴収員がいるんですけれども、そこを平日の昼間にしたらどうかなと思うんです。実際に聞くと、平日の夜中はほとんど徴収率が上がってこないということがあるので、その辺を効率的にシフトされたらいいかなと思います。もう1つは、低調である外国人対策です。外国人対策として、入り口に、外国人がガイドさんにいろいろな情報を、通訳案内士に相談に来るので、そこで確実に徴収をお願いするという、その2点等の徴収員体制の工夫をするべきだと思うんですけれども、その点についていかがお考えかお伺いします。

入倉世界遺産富士山課長 富士山保全協力金につきましては、限られた収納スタッフでいかに効率的に徴収していくかということは課題の1つであると考えておるところでございます。来年の夏に向けましては、委員の御意見も参考にいたしまして、今まで以上に収納スタッフの効率的な時間帯への配置や、インフォメーションセンターを訪れて具体的に質問などをしてやりとりをする、そういう外国人などから有効に協力金を収納する体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。

早川委員

特に外国人の人は、お国柄によって本当に徴収しないような雰囲気もあるので、ぜひその辺は注力していただきたいと思います。

(富士山の構成資産について)

ちょっと観点を変えて、富士山の観光面の観点から質問します。富士山の山体じゃなくて、麓の構成資産、これを外国の人に発信することは非常に重要だ

と思っています。例えば忍野八海とか河口湖とかだと思えます。25個あるんですけれども、私も個別には回ったことがあるんですけれども、それを構成資産として一体的に関連づける、テーマづけることが非常に大切です。これは本当にオリ・パラとかラグビーの世界カップがあって、東京または富士山に来る外国人にそういったことを、富士山のまさに歴史的・文化的価値を伝えるには、構成資産を関連づけた取り組みが必要だと思います。

しかし、どうしても私のイメージだと、日本人向けには、こういうルートがあってとか、こういう巡礼路があってとあるんですけれども、外国向けの構成資産めぐりみたいなものがないと思うんです。それに対して、世界遺産に登録になったときから私自身はなるべく早目につくったほうがいいのかなと提言してきたんですけれども、その点について進捗をお伺いしたいと思います。

入倉世界遺産富士山課長 外国人に構成資産、25個ございますけれども、それらの価値を一体として認識をしてもらうということは世界遺産の保全をしていく上で非常に大切なことであると考えております。御質問のツールというかパンフレット等の類いですが、パンフレットにつきましては、日本語でこれまで世界遺産の公式ガイドブックがございました。また、マップにつきましては、構成資産をつなぐ富士講の巡礼路マップも日本語版はございましたが、その公式ガイドブック及び富士講の巡礼路マップの英語版を今月中に完成をさせまして、速やかに市町村や関係団体、またガイド等の関係各所に配布をしまいたいと考えております。

早川委員 ようやくつくっていただけということでよかったですと思います。最後になるんですけれども、それを具体的に今度は、パンフレット、ペーパーを配るということだけではなくて、外国の旅行会社に渡すとか、SNSとかネット対策として発信していかないと、特に外国人にはそういうことが有効だと思います。そういったことが実際の、さっきのオリ・パラの質問と同じように、外国人が来たときに、富士山だけじゃなくて周りの構成資産とその周りの経済効果につながると思うので、その点の具体的な情報発信はいかがお考えかお伺いします。

入倉世界遺産富士山課長 具体的な情報発信についてでございます。本年11月でございますが、アメリカの旅行雑誌、また旅行業者に、世界遺産センターをはじめ、北口本宮富士浅間神社や御師の家といった、そういった構成資産の取材をしてもらったり、また、行衣の製作などを体験してもらいまして、これから本国等におきまして積極的に情報発信をしてもらうこととしておるところでございます。

早川委員 本当にそういった取り組みは、私のイメージでは、先ほど行衣、白い服の貸し出しと言ったんですけれども、お遍路さんみたいなイメージでできれば、富士山の通年観光とかリピーターにもつながったり、またはそういったことがICOMOSに対するいろいろないい意味での提示になると思うので、ぜひこれは国際観光交流課とか国際戦略室と連携してそういったことを進めていただきたいと思います。

(ワンストップの支援センターについて)

鈴木委員 今年の9月に、性犯罪と性暴力のワンストップの支援センターについて聞いたわけでございます。平成30年4月ですかね、一応始まってくるわけなんですけれども、今現状としてどんなような考え方の中で進んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

三井県民生活部次長 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつきましては、今準備を進めているところでございます。被害者支援に必要な知識やスキルなどを学ぶ、相談員に対する養成研修、それから、被害者を連携して支援するための連携方法を示すようなマニュアルを今つくっているところでございます。今後も医療機関、それから、弁護士、臨床心理士、警察など関係機関と連携をいたしまして、被害者の気持ちに寄り添った支援ができるような体制を整えるよう準備を進めていきたいと思っております。

鈴木委員 山梨県でどのぐらいの事犯があるかちょっとわからないけれども、非常に性犯罪とか性暴力、なかなか相談しにくい状況にもあるわけですがけれども、いろいろなパターンが多分出てくると思うんです。先ほど警察という話があったんだけど、そういう事犯に対してやはり気楽に相談してくださいなんていうものはないと思うんだよね、こういう問題はね。そうすると、やはり周知をどのようにしていくかというのもわからんけれども、その辺はどうなんだろうね。やっぱりそういうものがあっても、本当にそのセンターを活用してくれるかどうかよくわからないんだけど、その辺はどのように考えますか。

三井県民生活部次長 確かにこういった相談はなかなか相談しづらいところがありますので、こういった組織、相談窓口ができるというところを皆さんにやはり周知をしていかないといけないと思っております。これからですけれども、リーフレットをつくりまして、学校とか県の出先機関とかあらゆるところに置きまして、あとは、大半が女性だと思いますので、女性の目に触れやすいような場所、例えば女子トイレとかに少し小さな、ここに相談してくださいというような電話番号を書きまして、そういうところに置いて皆さんに周知をしていきたいと思っております。

鈴木委員 いろいろな公共の場所にあっても、それから、いろいろな会社にあっても、単なるセクハラぐらいじゃいいけれども、もっと警察を要する事犯のようなものが出た際、山梨県の中に今まで支援センターがなくて、やっとそういうものがつくれるというのはいいことだと思うし、言われたように、やはり周知と、そして、そういう事犯がはっきり把握できるような形の中で4月に向かって進めていっていただきたい。

(県民生活センターへの相談状況について)

清水委員 毎日の生活に直結した質問をさせていただきます。一向に減らない消費者トラブルについてです。数年前から消費者トラブルという言葉が使い出されていまして、かなり軽く使われているんですけれども、このトラブルにかかわった当事者本人にとっては、本当にこれから生活をどうやってやったらいいかという、そういう重大な案件だと思うんです。きょうの新聞にもやはり出ていましたね。カード詐欺で百何十万円という大金がとられたという。こういうことをどうやって防ぐかということが、これは周りがいかにそういうサポート体制というか、防御体制をしくかということにかかってくると思うので、その一番の中心はやはり行政じゃないかなと、こんなふうに思っております。

それで、お尋ねしたいんですけれども、現状の山梨県の県民生活センターにおける消費者相談の状況、それが今どんな状況になっているのか。とりわけその中で、高齢者にかかわる状況がどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

砂田消費生活安全課長 県民生活センターにおきます平成28年度の消費生活相談の件数でございますけれども、4,252件となっております。これは前年に比べまして166件、率としまして3.8%の減少となっております。このうち、60歳以上の高齢者からの相談につきましては1,377件で、前年に比較しましてこちらでも110件、7.4%の減少となっております。相談全体に占めます高齢者の相談件数の割合ですが、これは32.4%と約3分の1を占める状態になっておりまして、ふえてはいないんですけれども、高どまりしていると言えるのではないかなと思います。

次に、相談全体の内容につきまして見ますと、スマホとかパソコンなどのワンクリック詐欺、あるいは情報通信料の架空請求などデジタルコンテンツと言われるものがありますが、これに関するものが第1位を占めております。これが21.3%となっております。さらに高齢者に限った中で見ましても19.3%を占めまして、こちらでも第1位を占めております。

清水委員

近年IT化ということで、高齢者向けのIT機器が開発されて、ものすごくいろいろな面で使いやすくなった機器が市場にあふれていると。そういうものを使うと、親子でコミュニケーションがとれたり、友達とコミュニケーションがとれたり、お孫さんの状況を確認したり、勤務先でうちの内容が見られたりとかいろいろあるんですけれども、そういう便利さの反面、それにかかわる犯罪というのがいろいろな切り口で来ると思うんです。そういったIT、デジタルに絡めたいろいろな例が今後ともすごくふえてくると思うんですね。今までの電話詐欺とかオレオレ詐欺とかいうことじゃなくて、そういうさま変わりした、ITをベースにした詐欺行為がすごくふえてくると思うんです。それを先取りした対策を県としても考えていかないといけないと思うんですけれども、そういった面での対応をどういうふう考えておるんでしょう。

砂田消費生活安全課長 ITに絡みました消費者被害の防止に関しましては、最新の消費者トラブル等の事例や、新たな手口とか対処策、こういったものを広報誌やテレビスポット等を通じまして紹介いたしまして、県民に対し広く注意を喚起しております。また、職員が老人クラブなど高齢者の集まりに直接出かけて普及啓発を行います高齢者向けの出前講座の中に、ネットトラブルやスマホによる架空請求といったテーマを取り入れることによって、ICTを含めた高齢者向けの消費者被害防止に取り組んでおります。

清水委員

詐欺集団みたいな人は、本当にすごい、あつというような切り口から攻め込んでくるわけです。それを防ぐには、やはりその先を行った防御策を考えなきゃならないということで、すごいいろいろなアイデアを駆使しながら、防御態勢をとっていただきたいなとつくづく思うわけです。

最後に質問なんですけれども、例えば高齢者が、「私ちょっと困ったわ」と県民生活センターへ電話したと。「それはオレオレ詐欺みたいだから、警察のほうです」みたいな返事があったとすると、その高齢者というのはもう1回警察へかけ直してという、そういう臨機応変に対応できる高齢者は少ないと思うんです。それが高齢者だと思うんです。だから、一旦受けたものをこちらで関連部署に手を回して、「任せてください。ワンストップで全部対応しますから安心してください」みたいな、そういった本当に気働きのある対応がこれからすごい重要じゃないかと思うんですけれども、その辺をしっかりとお願いしたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

砂田消費生活安全課長 相談に対する関係機関との連携ということでございます。県民生活センターに来ます相談のうち、明らかに詐欺、また詐欺に間違いはないというように判断されるものや、特に悪質に判断されるものにつきましては、当然相談者の同意を得た中で警察への情報提供を行っております。また、地域において、行政や自治会、医療や福祉関係者、また警察等も含めまして、こういった関係機関から成ります高齢者等の見守りネットワークを構築しまして、見守り活動で得られた情報を警察や市町村の消費生活窓口に伝達できるようなシステムをつくって、迅速な対応がとれるよう、その体制の構築に向けた支援をしております。現在このネットワークにつきましては、甲府市と笛吹市に設置されております。これ以外にも幾つかの市町村で今設置に向け準備中でございます。

(総合球技場について)

小越委員 まずスタジアムの問題についてです。先ほど鈴木委員からもありましたけれども、先日12月8日の読売新聞に、総合球技場、PFI方式へ、県、民間委託で建設費圧縮という記事が載りました。この記事の県幹部によると、県は総合球技場の概要だけを決めて入札を行う。複数の企業が設立した特別目的会社、SPC同士の入札を経て、落札したSPCが総合球技場の詳細な設計を行い、建設や管理、運営を行うと。県が詳細な設計を行ってから入札を行うよりも、SPCを構成する企業が得意分野を生かしてやったほうが安くできるというふうに読売新聞は書いております。県幹部ということは、ここにいる皆さんが幹部だと思いますけれども、これは事実でしょうか。こういう方式で行くと決めたんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 読売新聞の記事については承知しておりますが、今回の総合球技場につきましては、その規模等からいきまして、国の社会資本整備交付金を受ける場合、また内閣府からの通達によりまして、PFIを前提として検討するというようになっております。それで、基本構想のほうにおきましても、PFIを前提として検討を進めてまいるということでございます。

読売新聞の記事のほうを拝見しますと、PFIの具体的な進め方についてお書きになっているようなんですけれども、その記事の中に出ております概略のものというのは、例えば県が直接施工する場合は、基本設計、詳細設計というような、これから基本計画の中で決めた先のことをその段階に応じてやっているわけでございますけれども、もしPFIでやる場合は、詳細設計等の部分がSPCの部分にも入っていくということでございます。今の段階でPFIで建設するというようなことは全くございませんし、あくまでもPFIの導入を前提ということを前提に基本計画を検討していくということをお伝えしたものがあのような記事になったものと思われま。

小越委員 ということは、SPCによる入札を今行うという、この記事は間違いということで、撤回するということでよろしいでしょうか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 私が撤回すべきものではないんですが、SPCでやるという事実は今ございませんということしかお答えできません。

小越委員 今後の関係ですけれども、PFI方式、この載ったと同時に、12月11日にホームページに載りました。総合球技場基本計画策定業務委託公募型プロポーザル方式公告、12月11日に載っておりますよね。私も拝見させていただ

きました。これによりますと、平成31年3月15日までが履行期間だということで、施設の具体的な整備内容や管理運営方法について調査・検討するというので、9月議会で議決されました1,950万円を使って、公募型プロポーザル企画提案内容が載っておりますけれども、年明け3月上旬に業務委託予定者を決めると書いてあります。これを見ますと、業者にほとんど丸投げじゃありませんか。ここの仕様書というところに書いてあります。業務委託仕様書、ここに業務内容、整備事業方針の検討、コンセプトの策定、事業の基本的な考え方の検討、管理運営の方針、ずっと書いてあります。

このプロポーザルのやり方は、これを公募したプロポーザルの会社が考えてこいと、それを出せということですよ。知事が説明してきた、これから県民の皆さんに説明していきますよと。先ほど鈴木委員から質問がありました。これから設計を考えていきますと。それより前にこの公募型プロポーザルでこの会社が決めてきてくださいよ、出してください、それを見て僕たち選びますよって、これじゃやり方が逆じゃありませんか。県が考えない、検討委員会もまだつくっていないにもかかわらず、プロポーザルでこういう中身でつくって持ってこいと。それを3月上旬に決めるからと。締め切りは、提出期限1月30日ですよ。プレゼンをやって、3月上旬に決めると。この仕様の中身を見ますと、県が考えるよりもプロポーザルのこの人たちが考えてこいと。中身について丸投げじゃありませんか。どうしてこんなことをするんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 今、委員御指摘の公募型プロポーザルにつきましては、12月11日に公告させていただいたところでございます。公募型プロポーザルでございますので、まずこの基本計画は、策定支援業務という形で委託をさせていただき予定しております。ですので、仕様書にございます業務内容につきましては、これらについて今後、検討委員会の内容を踏まえて、順を追ってこういう形で我々の指示の中で検討していただくものということで出させていただきました。

具体的な企画提案につきましては3つです。県民みんなの球技場としての整備・運営を実現されるための方策の提案、イニシャルコストの低減、運営収支を改善する収入確保策の提案、また、総合球技場を含む小瀬スポーツ公園全体の有効活用方策の提案ということで、我々が今後検討していくということで考えております内容について、それぞれの専門の立場から、スタジアム運営の具体的な内容につきまして、こういったことが考えられるというのをまず提案を受けて、それをたたき台といたしまして、今後検討委員会の中で検討していくというふうに考えております。

小越委員 例えば知事が記者会見で、J2となれば収支が変わるというふうに言っております。J1とJ2では、J2のほうが試合数が多いので、スタジアムの収入が上がるわけですよ。それで、私も言っているんですけども、ヴァンフォーレ甲府からは、今はアマチュア料金しかいただいておりません。それをプロ料金をとるのかどうかで、このプロポーザルの方々のお金の考え方も違ってくるわけです。県はどう考えているのか。県はアマチュア料金じゃなくプロ料金をとるのかどうするのかって、そういうことはここに書いてありません。どうやってこのプロポーザルの方は考えるんですか。それと、考えたのをどうやって確認するんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 総合球技場の運営、その場合の使用部分につきましていかなるような金額をまずいただくか、また、それをどのようにするかということ

につきましては、今後施設規模等によりまして、まず今現在、小瀬スポーツ公園ですと、プロ使用の場合は入場料収入の20分の1というような規定になっておりますけれども、それらの規定を含めて、今後整備する施設の内容とか規模に応じまして検討してまいりますので、今現在そこでヴァンフォーレさんの減免を云々するということは考えずに、基本的な施設としてまず整備するにはどうしたらいいかということを考えてまいりたいと考えております。

小越委員　　それで、スタジアムをつくるに当たっての理由として、経済波及効果もあるというふうにおっしゃってました。確かに今ヴァンフォーレ甲府が試合するとたくさんの経済波及効果があると私も思います。では、2つ目つくったときに経済波及効果がどうなるのか、このプロポーザルのところにその試算を書けとなっております。それはどうしてなんででしょうか。経済波及効果についてどうして出せと言わないんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長　プロポーザルの企画の提案につきましては、県民みんなの球技場としましての整備運営、それから、イニシャルコストの低減、運営収支を改善する収入確保策ということでございますので、このような中で提案業者のほうでいろいろ考えていただいて、具体的な経済波及効果というのは、この前検討の段階で申させていただきますが、具体的な施設規模、建設費等が決まらないと経済波及効果は出ないと承知しておりますので、そのところまで求めるものではないと考えております。

小越委員　　それで、ここに審査方法として5人の方のお名前があります。県の総合政策部の方や県土整備部の技監の方を含めて5人、このプレゼンをした後に、総合球技場基本計画策定業務委託審査会、この5人の方々の評価と、今これから今月中にも第1回をやるという検討委員会の方々の話はどうなるんですか。プロポーザルのこの方々5人が、ここがいいよと言ったものをもとに、この11人の検討委員会で審議するんですか。それとも、どうなるんですか。検討委員会も開いていないのに、プロポーザルもう出してくださいと。それが出てきます、来月には。どういう関係になるんですか。どっちが先なんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長　この策定支援業務につきましては、あくまでも支援業務でございます。これにつきまして、内容を専門家によりまして精査していただきまして、あくまでも検討委員会のたたき台としてまず提案すると同時に、その後の審議を通じますものをこの支援業者のほうで具体的な形にしていまいりたいというふう考えております。総合球技場検討委員会ではできれば今月中に開きたいと考えておりますけれども、それとの整合が図られないとは考えておりません。

小越委員　　ということは、このプロポーザルで決定したものがほとんど検討委員会の決定ということになるんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長　あくまでも提案でございますので、提案の中から一番いいものを受けて、それをたたき台としてまず検討委員会の先生方に見せまして、そこから先議論を深めていくということになりますので、決してその提案内容がそのまま決まるというふうなことはございません。これは従来ほかのいろいろな業務でも同じでございますので、外部の審査員を入れるということで公正な形で進めてまいりたいと考えております。

小越委員

多分読売新聞さんはこのプロポーザルのこれを見てこういうふうの記事を書かれたのかもしれませんが、先ほど過剰な投資にならないようにというふうに説明がありました。過剰な投資とは100億円か200億円かわかりませんが、それを説明もせずにプロポーザルに丸投げするという、このやり方は私は非常におかしいと思っております。

そして、この提案3のところ、利用の最大化に向けたプロスポーツチームのホームスタジアムになることも踏まえたというふうであり、これはすなわち、ヴァンフォーレ甲府のホームスタジアムであることを踏まえたとなっております。先日、県会議員の皆様ということで、ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブの方からお手紙が来ました。元総務部長の平嶋さんという方から、総合球技場が非常に必要だということをお話いただきました。となりますと、ヴァンフォーレ甲府のためにこのスタジアムをつくる、みんなの球技場というよりも、ヴァンフォーレ甲府がどうやったら使いやすくなるかということで、この平嶋さんはお話しされているんですけども、そういう考えでつくるといふことによろしいのでしょうか。

遠藤委員長

質疑が硬直しているようでありますし、また、他の委員からの御意見もございますので、簡潔にまとめて答弁願います。

石寺リニア環境未来都市推進室長

総合球技場につきましては当然県民みんなの球技場ということを考えておまして、そのうちの一部ある部分として、ヴァンフォーレ甲府のホームスタジアムということ、またそれにプラスして県民みんなの球技場としての機能を考えていくものでございますので、決してヴァンフォーレ甲府のためにつくるというような施設ではないと考えております。

小越委員

それでいいと私も思っております。ヴァンフォーレ甲府のためにつくるんじゃないやありませんので。

それで、先ほど話をしました、県民の皆さんに、費用、建設、お金はどうか、収支予測をしっかりと見せるべきだと思っております。9月に発表されました、山梨県総合球技場基本構想によりますと、概算建設費、収支予測、これで4つのパターンが載っておりますけれども、席単価で全然金額が違うんですね。吹田サッカースタジアムは、4万人収容ですけれども、地上6階、映像装置2基つきますけれども、席単価35万2,000円です。一方、北九州スタジアムは、席単価60万円です。こんなに金額が違うんです。北九州スタジアムは1万5,581人、吹田サッカーは4万人ですよ。どうしてこんなに違うのか含めて、建設費用を幾らまでに抑えるのか。過剰な投資をしないとすれば、その金額をやはり県民に示すべきで、私はそうしないと進めていくことができないと思っております。

(リニアの防音フードについて)

次に、リニアの問題でお伺いします。リニアの防音フードの件です。9月議会で森林環境部長が防音フードについて、市町村が住宅地であると要請すれば、そのまま環境基準を当てはめる。すなわち、白地の土地利用であっても、市町村が住宅地であるとすれば、70デシベル以下の環境類型1に当てはまると答弁をされておりました。先日の甲府の市議会におきまして、甲府市では、山梨県へは、甲府市中道地域、防音防災フードの設置につながる住宅地域に相当する1類型の地域指定を県に要請、対策を求めていくと答弁しています。という

ことであれば、中道地域は70デシベルの住宅地で当てはめることになります。ということは、防音フードを設置をと県はJR東海に要請するという事によろしいでしょうか。

深澤リニア推進課長 先般の甲府市議会の発言は承知はしておりますけれども、JR東海では環境アセスの中で、防音壁、防音耐風フード含め個別対策を含めて、総合的な対策を講じると申しております。県といたしましても、市町と連携を図る中で、地域の実情に応じた対策が講じられるように要望していきたいと考えております。

小越委員 ということは、防音フードを要請するということですか。要請しないんですか。どっちですか。

深澤リニア推進課長 繰り返しになりますが、生活環境の安全を守ることはもちろん重要だとは考えておりますけれども、そういった対策もしっかりと講じるようにJR東海に申したいと考えております。

小越委員 それじゃ本会議の答弁と違うじゃありませんか。本会議で森林環境部長がそう言っていますよ。ちゃんと市町村が望んでくれば、環境類型に当てはめると。それがリニア交通局は違うことを言うんですね。決算特別委員会でも言いましたけれども、見える化をするために、県と沿線市町とJR東海がリニアの見える化の調整協議をしていたと答弁がありましたね。沿線市町とたしか年に2回やっていると。ですけども、この甲府市の答弁を聞いても、見える化よりも防音対策をしろと言っています。南アルプス市でも同じことがありました。防音フードを要請すると。見える化を南アルプス市は要請していないと答えております。ということは、沿線市町は、見える化、観光資源よりも、住民の暮らしを優先するということを望んでいるわけです。だったら、県は、見える化よりも防音フード設置をというふうにならねばならないと要請するのが筋じゃありませんか。

深澤リニア推進課長 環境基準の当てはめにつきましては森林環境部のほうで所管しておりますので、我々としてはどうなるのかという部分ははっきりとは申し上げられませんが、いずれにしても、そこに類型指定が行われたからということであっても、いろいろな環境対策を講じていくというJRの計画もございますので、我々としては生活環境の保全に努めるように要望していくということでございます。

小越委員 そうしますと、やはり県が主導して、県だけが見える化をやっているだけなんです。答弁とも違いますし、これは非常に大きな問題だと思っています。議事録もないし、成果と言えるような成果は、ただただ県とJR東海が話し合いをしただけではないでしょうか。

(リニアの駅周辺整備について)

もう一つ、リニアの駅周辺整備についてお伺いします。これも公募型プロポーザルで企画提案参考資料というのがありますが、この中に、リニアの市町をどうするかということで、駅周辺整備区域、JR取得用地を除く用地については、公共で取得することを前提とすると書いてあります。これは、すなわち、26ヘクタールを公共で取得するという事なのではないでしょうか。この駅周辺整備区域とはどこを指すのでしょうか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 駅周辺整備区域につきましては、委員御指摘のとおり、駅周辺で今、県が事業基本計画をつくろうとしております、約24.5ヘクタールとも26ヘクタールとも言われておりますけれども、そのエリアでございます。そのうち公共的な取得につきましては、公共取得を前提とし、その上で合築とかいろいろな方法につきまして御提案いただきたいと考えております。

小越委員 26ヘクタールを公共で全部取得するとなりますと、とんでもない金額になるかと思うんです。例えば、建設するとき、今、リニアで問題になっております、大林組、戸田建設とか、スタジアムもつくっているところがありますよね。そういうところがもしいろいろなところで法に触れるようなことになった場合には、リニアの駅周辺や、またスタジアムのこともそうですけれども、建設のときには、指名停止とか御遠慮いただくというふうになるのでしょうか。

藤森総合政策部技監 談合の問題につきましては県土整備部のほうで所管しているわけでございますけれども、談合情報が、これが認められたというようなことになれば、それは県土整備部の指名措置要領に基づいて、当然、営業停止あるいは指名停止といった措置がとられるということになると思います。

(オリンピックの事前合宿について)

小越委員 では、次に、オリンピックの事前合宿についてお伺いします。オリンピックの事前合宿、先日もファクスしていただきまして、ホストタウン10市町村ですか、それから、いろいろな競技、9になったとお伺いしています。この事前合宿の費用についてお伺いしたいんです。例えばフランス、ドイツ、タイがありますけれども、フランスからの渡航費用、成田、あるいは、羽田かもしれませんが合宿地までの費用、滞在費用、施設の使用料、またオリンピック会場への移動など、相手国が払ってくれるのでしょうか。誰が負担するのでしょうか。

落合国際総合戦略室長 これは市町村がそれぞれの競技団体と個別に折衝しながら、今、事前合宿の誘致を進めているところでございます。それぞれの費用負担につきましては、それぞれの市町村、それから、競技団体との協議によって決まってくるというふうなものでございまして、まだ確定しているものはないと承知しております。

小越委員 富士北麓の陸上競技場のところの芝生の張りかえという話もありましたし、ハンドボールのところでは体育館のクーラーという話もあったんですけれども、事前合宿を受けるに当たって、相手国から施設の改修・修繕の要望があったときには、どうお応えするのか、その財源は誰が払うのでしょうか。

落合国際総合戦略室長 施設の改修あるいは整備の要望があった場合につきましては、その当該施設を所有する者あるいは誘致をしている自治体が、その施設の活用方針や地域活性化への活用方法につきまして総合的に検討しまして、相手方の要求に応える、応えないといったようなことについては御判断されているというふうに承知しております。

小越委員 ということは、その費用はもしかしたら自治体持ちになるかもしれないということですよ。今回の芝生の張りかえも、設計だけで500万円かかってい

るんですよ。芝生の張りかえそのものはまたもっとかかるわけです。

例えばホームページを見たんですけれども、これは長岡市です。長岡市が東京オリンピックのオーストラリアの水泳との協定の中で、3月28日に協定を結んでいるんですけれども、長岡市の役割は、練習施設の手配と提供、すなわち、そこを使わせてやる。ホテルの手配と提供、国内移動の手配、東京から新幹線の往復、それから、シャトルバス、練習施設の、全部長岡市持ちなんです。山梨県もこれを全て自治体持ちになるとするともうすごくお金がかかると言うんですけれども、それについて県民や住民に負担の説明をどうされていくのでしょうか。

オリンピックの組織委員会の中でもこの問題を非常に心配しております、お金のことをどうするのか。自治体間競争に打ち勝つんだということで、何でもかんでもこちらのホストのほうがお金を出してしまいますと、後で残った負の遺産がたくさんになってしまうし、お金がたくさんかかるという中では、住民の方々に、事前合宿で受け入れるときには自治体としてどのくらいお金がかかるのか、それを説明していく方向があるのでしょうか。

落合国際総合戦略室長 それは誘致を進めていく市町村がそれぞれの活用方針、地域活性化への活用策というふうなことで御判断いただいていると思っておりますけれども、先進地、先行している自治体における費用負担の情報、あるいは考え方等につきましては、適宜私どものほうからも情報提供をするように努めております。そういう中でバランスをとりながら、当然説明責任といったものがあるかと思っておりますので、必要な情報が提供され、しっかり判断されるような形で取り組んでいただけるように指導・助言をしていきたいというふうに考えてございます。

小越委員

ぜひそうしていただきたいと思います。オリンピックの組織委員会の中でも、お金のことを非常に心配しております。観光客が来るんじゃないかとありますけれども、ロンドンオリンピックのときに外国からの観光客は減ったんですね。みんなが観光客が来るんじゃないかと言うけれども、逆に減ってしまう可能性もあるし、事前合宿はあくまでオリンピックに出るという前提ですから、まだ出るかどうかわからないし、何人来るかわからない中では、この不確かなものでお金が幾らかかるかわからないということをもう1回住民の方々に説明をしていただきたいと思っております。警備のこと、ホテルのこと、ホテルがいっぱいになりますと観光客が逆にホテルが使いなくなってしまうこと、それから、医療機関やドーピングの対応のこととか、いろいろなことがあって、お金の出さなきゃならなくなります。そのことを住民の皆さんにしっかり説明していただかないと、後でこんなことじゃなかったというふうになっては困るかと思っています。

それから、不正不当な誘致活動について、組織委員会からもちょっと心配なことが書かれております。選手団を代表する特定の人物や仲介ブローカーに支度金や手数料を支払ったりするような過度な接待を行ったりすることはしないようにと載っておりますので、このことについても、事前合宿誘致のために何でもありというふうにならないようにしていただきたいと思っております。

(学校法人自然学園について)

次に、自然学園のことについて少しだけお聞かせください。決算委員会でもお話聞かせてもらったんですけれども、学校法人自然学園から補助金の返還がされました。これはどういう理由で補助金の返還をさせたのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 自然学園につきましては、検査をしたところ、平成26年度と平成27年度の私立学校運営費補助金の算定におきまして、非常勤職員の勤務時間数が規定より少ないことが判明いたしましたので、その分について補助金の一部を返還させることとしたものでございます。

小越委員 非常勤職員の規定時間数が少ないというのはどうしてわかったんですか。

井上私学・科学振興課長 非常勤職員の検査の中で、出勤簿とかタイムカードの確認をする中で判明したものでございます。

小越委員 勤務表とタイムカードを突合させてみたら、そこに勤務していないにもかかわらず勤務していたということになったんですね。ということは、単なる事務的なミスとか解釈の考え方ではなく、意図的にそれは勤務表を改ざんしたというふうにも考えられるんじゃないですか。その点はいかがでしょうか。

井上私学・科学振興課長 出勤簿とタイムカード上の出勤状況に乖離があったことは事実でございますけれども、出勤簿はあるんですけれども、タイムカードがない、これはもしかしたら意図的かもしれない。逆にタイムカードはあるんですけれども、出勤簿がないといったようなケースとかも多々ありまして、出勤簿の日数とタイムカードの日数も、一方が多いものがあれば、一方が少ないものもあるという状況でございました。この状況を法人側にも確認したところ、通常、タイムカードで勤務実態を管理していたんですけれども、過去、県から出勤簿の作成を指導されたので、出勤簿を検査の前に少し慌ててつくったものが一部あったというようなこともございました。

小越委員 慌ててつくったということは重大じゃありませんか。そんなことを普通のお役所がやったらまずいと思うんですね。県立学校ではあり得ないことをやっていたわけです。それを過去にもさかのぼって指摘されているわけですよね、勤務実態の勤務表をちゃんとつくっていないということを指摘しているにもかかわらず、改善されていなかったことになりまして、私はこれは意図的に、事務的なミスではなく、何らかの気持ちがあってやったというふうに考えることもできるんじゃないかと思うんですけれども、県としてこの自然学園に対して法的措置をとるお考えはあるんでしょうか。

井上私学・科学振興課長 事務処理がずさんであったということは確かだと思うんですけれども、タイムカードの状況と出勤簿の状況が何か意図的に勤務日数をふやすというような形はなくて、タイムカードで改めて見たところ、県の内規に足りないような先生方が何人かいらしたという状況であります。ですので、法的な措置をとることは一切考えてございません。

小越委員 わかりました。これからもしっかりと私立学校の補助金、県民の税金でもありますので、ちゃんと確認していただきたいと思っています。

(北富士演習場でのオスプレイ訓練移転について)

最後に、きょうの山日新聞にオスプレイのことが載っておりました。北富士演習場でのオスプレイの訓練移転は知事は反対だというふうに書いてあったんですけれども、今までも北富士演習場にオスプレイが来ております。それと今

回の移転には反対、だけど、オスプレイの訓練は今までもしていました。どこが違うんですか。そこを聞かせてください。

佐野北富士演習場対策課長 ただいまのオスプレイの訓練の件についてですけれども、これまで北富士演習場で行われたオスプレイの離発着訓練は、国と、県、北富士演習場対策協議会、地元市村長などと締結しております北富士演習場使用協定の範囲の中で行われている一般訓練でございます。きょう山日新聞に載っておりましたオスプレイの訓練移転につきましては、沖縄の負担軽減が前提になっているということですので、これまで行われたオスプレイの離発着訓練とは別のものという考え方のもとで行われているものでございます。

(リニアの用地買収の状況について)

臼井委員 さっきリニアの質疑の中で、私が聞き漏らしたのかもしれないけれども、リニアの、公有地、いわゆる学校とかの公共のところは別にせよ、民間の用地取得の予定について、例えば住宅とか民間の工場とか施設いろいろありましょけれども、用買のタイムスケジュールと、現在どのぐらい進捗しているかだけちょっと教えてください。

渡邊リニア交通局次長 リニアの用地の買収の状況でございますが、先ほども申しましたが、JR東海との協定の中で、平成33年度までの用地取得をということの計画の中で今進めさせていただいております。それで、用地の買収のほうは、まだ今年度からようやく用地交渉が本格的に始まるということの中では、用地買収で契約が成立したものは13件程度の状況でございます。

臼井委員 全体を100としたら、どのぐらい現在進捗しているんですか。

渡邊リニア交通局次長 全体で用地の買収自体の実績は、土地の名義人が約1,100人ほどでございますので、用地の買収は、パーセントでいけば1%程度でございます。

臼井委員 答弁は要りませんが、ともかくあともう9年ぐらい後ということになるわけでしょうけれども、用地の問題が一番気になるんです。ぜひ頑張って、用地事務所も増員したりして県ではそれなりの対応してきているんだと思いますけれども、どうもちまたのうわさを聞くと、用地交渉がなかなか大変だというような状況のようなんですけれども、ぜひ頑張って、平成33年というあと4年間か。ぜひ頑張ってください。

主な質疑等 総務部関係

第71号 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑

宮本副委員長 国の法律改正ということが前提になっているということですが、そもそも何ゆえ法律が改正されたのか、その背景をお伺いしたいと思います。

保坂税務課長 これまでの企業立地促進法によりますと、本県の機械電子産業のように、地域の強みを生かした製造業などの産業集積を図ることが目的でございますが、この産業集積という点ではこれまで一定の成果があったものでございますが、地域経済全体への波及効果という点では、十分ではなかったというような課題があります。

また、全国を見ますと、製造業以外でも、観光とか農林水産業のような分野で成長性の高い、新たな分野に挑戦する取り組みが登場しておりまして、こうした取り組みが活発になることで、地域経済を牽引していくことが期待されているところでございます。このため、支援措置の対象が産業集積にかかるものから、地域経済を牽引するものに見直されまして、また、対象業種につきましても、これまで製造業に限定されたところが、業種の要件が外れたというものでございます。

県では今回、この法律改正に合わせまして、条例を改正するものでございますが、この条例は県内に立地しようとする企業に対しまして、工場等の施設や敷地を取得した場合に、不動産取得税を減免することで、その立地を促しているというものでございます。

宮本副委員長 確認なんですけど、そうすると、県内というか、全国的に経済構造が変化して、かつ産業の高度化で、一次産業、二次産業、三次産業となっていたと思うんですけども、二次産業、製造業よりは、より波及効果というか、経済的に地域全体に広がっていくものの、いわゆる何ていいますか、経済がそちらに移っているということを前提に国の法律が改正されたという認識でよろしいでしょうか。

保坂税務課長 基本的には、これまでは製造業等が中心となってきたという認識でございます。今後も製造業がメインとなることには特に変更はございませんが、それ以外の分野で新しい取り組みが見られるので、こういった分野も総合的に、今後の地域経済を牽引していただくとうことで加わったものというふうに理解しております。

宮本副委員長 条例の内容についてお伺いしたいんですけども、このペーパー1枚の2の条例改正の内容の(2)の対象区域の名称ということで、現在の条例だと産業集積地域というところが、今回の改正で地域経済牽引事業促進区域と変わるんですけども、具体的にどういった地域を指すのか教えてください。

保坂税務課長 対象となる区域につきましては、これまでの産業集積区域につきましても、改正後の地域経済牽引事業促進区域につきましても、これは県が策定する基本

計画において定めることとされております。これまでの県の立地計画では県内全域を指定しております。また、本年9月に策定しましたやまなし未来ものづくり推進計画におきましても、県内全域を指定したところでございます。

宮本副委員長　そうすると、県内全域でかつ、業種は製造業に限らないということは、どんな業種であっても、これを受けられるという認識でよろしいんですか。

保坂税務課長　まず、法律の趣旨は、そのとおりでございます。また、今回改正しました条例におきましても、業種の限定を外しましたので、どんな業種でも受けられるというものでございますが、要件がございまして、県が基本計画を策定しまして、国から同意を受けたもの、この計画に従って立地した産業ということになります。現在9月に同意を受けた「やまなし未来ものづくり推進計画」では、これは製造業が中心となっておりますので、この条例が施行された時点では基本的には製造業とその関連業種ということになります。

宮本副委員長　ちなみに現行の条例が施行されて10年ぐらいと伺っていますけれども、この条例の制度を使って実際に立地された企業はどれぐらいあるか、実績を伺いたいと思います。

保坂税務課長　これまでの企業立地基本計画ですが、これは平成20年2月から始まっておりますので、昨年度までの9年間の実績を申し上げますと、半導体や工作機械関連産業を中心に35の法人、施設の件数でいきますと70件になりますが、これらが、課税免除の措置を受けて立地しております。これらのうち、県内になかった企業が全く新たに工場を新設したというものが9法人ございます。

宮本副委員長　ぜひ、新しい法律改正及び条例改正でより企業立地を促進していただきたいなと思うんですが、あわせて聞きたいのは、課税免除ということで、具体的に、この条例改正で、どういうふうに県税を免除していくのか。その内容の具体的なところを教えていただければと思います。

保坂税務課長　今後の運用の仕方というお尋ねでございますが、そもそもこの制度でございますが、企業に対しまして、税を減免するというインセンティブを与えることによりまして、より高い付加価値を創出する企業の立地を促しまして、それが雇用の創出、取引の拡大、受注機会の増大等につなげていくものでございます。ひいては、これが、将来の税源の涵養になるということから、本県の自主財源の確保に資するものだと考えております。

このような観点に立ちまして、今後とも産業労働部と連携して、制度の適切な運用をしてまいり所存でございます。

当面はまず、制度の周知を徹底するというので、県のホームページ等での広報とあわせて、産業労働部のほうでは商工関係団体、私どもも関係する法人会等とも連携、協力しまして、立地しようとする企業に対し丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

小越委員　先ほど立地というお話がありましたが、製造業以外に、今後は観光とか農業というのがあったんですけれども、農業や観光の会社、工場、農地を含めて、その方々が新たに山梨県に会社や工場を立地したときに、不動産にかかる税金を安くするという意味ですか。

保坂税務課長 お見込みのとおりでございます。

小越委員 今までも立地した製造業のところに課税を免除していた、減免していたということになりますけれども、今ある中小企業の方々には、何のメリットもなく、新しく来る呼び込み型の企業のところだけが、この課税免除になるのでありまして、中小企業の今ある、頑張っている、しゃる企業の方々には何かメリットはあるのでしょうか。

保坂税務課長 これは全く新たに進出するというだけでなく、既に県内に立地している企業等が工場等の設備を増設する場合にも適用になります。

小越委員 増設するというので、今ある、頑張っている、何とか事業を継続していくのに必死になっているの方々、中小のところには、ほとんど何のメリットもない、外から来る呼び込み型の話だと思います。とりわけ農業や観光に開いていくとなりますと、例えば優良農地が今回の国の法律改正によりますと、第一種農地の転用を、原則転用不許可としていたものを認める方針になりますよね。そうすると、優良農地がどんどん消えていく。観光の問題でも規制緩和では民泊の話がどんどん規制緩和していくことになりますので、これは山梨県に今ある会社の中小企業を応援するものではなく、あくまで呼び込み型のところでありまして、私はこの税金免除のことについては反対いたします。今の会社の応援をしてください。

討論

小越委員 特定の中核企業だけが伸びれば地域全体が潤うというものではありません。この税金の考え方に私は反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 80 号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件

質疑 なし

討論

小越委員 先ほど補正予算のときも反対いたしました。山梨県知事、副知事、公営企業管理者、この方々は、多額のお給料をいただいていると思っております。この方々は、県職員が上がったに乗じてというか、そこに連動してこのまま上げる必要はありませんので、私はここのところには反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 81 号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

質疑

小越委員 具体的に金額として幾らのプラスになるのでしょうか。議長、副議長、議員としてお願いします。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 特別職の方々の改定につきましては、議長につきましては、6万5,000円ほど、副議長につきましては、5万9,000円ほど、それから議員の皆様方お一人お一人につきましては、5万5,000円ほど追加支給をさせていただくこととなります。

討論

小越委員 県議会の定数の削減を開会日にやりました。定数を削減しておきながら、今の話でいきますと、議員の5万5,000円も期末手当が上がることとなります。定数を削減して今度は逆に議員の、私たちの給料、期末手当を上げるとはお手盛りとしか言いようがないと思います。私はこの議員の期末手当の増額に反対します。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第 85 号 山梨県職員の退職手当に関する条例等改正の件

質疑

小越委員 先ほどの説明で、国家公務員の法案が通ったので、山梨県も、要請されているのでありますから、別に断ることもできるんじゃないんですか。いかがでしょう。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） やはり公務員というものは、民間の皆様方の給与実態とかそういうものをしっかり勘案しながら、我々の給料、それから、期末勤勉手当等が決まっております。そんな中で、人事院のほうで調査をした結果、官民に較差があるということになっておりますので、県としましても、人事院の調査結果、国家公務員に係る法案の審議結果を重く見まして、同様な改定を行いたいと考えております。

小越委員 これは、あまりに急だと思うんです。今回の退職金の話は、ここに1つも載っておりません。突然出てきた話です。どうしてこんなに急に話が出たんですか。国の中でどんな議論がされたんですか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 国家公務員の退職手当につきましては、おおむね5年に1度、きちんと民間の状況を調査して、それに基づいて見直しをするというルールになってございます。前回平成24年の改正のときからちょうど5年たちますので、今回国のほうで昨年度1年間かけて平成27年度の民間の退職金について調べまして、それを国家公務員の退職手当の実態と比べて、その調査結果が今年度の早い時期、4月に出たと思うんですけれども、それに基づきまして国のほうで議論を重ねた中で今回こういう措置が図られたと理解しております。

小越委員 国の人事院の中の千葉給与局長は、退職後の生活設計を支える勤務条件的な性格だと退職手当のことを言っております。公務員には雇用保険がありませんよね。官民較差の是正といいましても、雇用保険の有無さえ比較対象にしないなど、非常に限定的に私は思うんですが、いかがですか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 当然国のほうも調査の中では、民間の方々の退職金、企業年金といったものも含めてどれだけの退職手当が出ているのかということも全部含めて検討して較差というものを示しております。私どものほうでも、民間の方々の企業年金と退職一時金、それから、公務員のほうであれば、共済年金の給付と退職手当を比較して、やはりまだ民間より公務員のほうが、国の調査ですけれども、78万円余り上回っておりますので、これはきちんとした調査がなされたというふうに考えております。

#### 討論

小越委員 私は、反対いたします。5年ごとの官民均衡の確保のための退職手当の引き下げといいましても、退職後も守秘義務が課せられ、雇用保険も適用されない公務員の特質性を無視して、生涯設計に大きな影響を及ぼすものです。そして、急に出されまして、今年定年退職される方から適用されるようになりますと、これからの退職後の設計にも大きく影響されますので、このような急な、そして、退職手当の削減には反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 86 号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

#### 質疑

小越委員 先ほど条例のところでも反対いたしました。多分常勤監査委員と、それから、議員の期末手当の分が第86号の補正予算に入っているという理解でよろしいでしょうか。

内田監査委員事務局次長 代表監査委員1名分の期末手当の人事委員会勧告による影響は含まれております。

保坂議会事務局次長（総務課長事務取扱） 議員分の改定分も今回の補正額に含まれております。

#### 討論

小越委員 先ほども反対いたしました。条例の部分のところの期末手当も入っておりますので、ここのところについて反対いたします。ただ、職員の皆さんの給与が若干ではありますが、引き上がったことはよいことだと思っております。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第87号 平成29年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑

小越委員 確認ですけれども、この集中管理特会に特別職の期末手当の分が入っているということによろしいでしょうか。

中野出納局次長（会計課長事務取扱） 特別職の知事、副知事、そして、監査委員の4名が入っています。

討論

小越委員 先ほどと同じ理由です。特別職の期末手当の分が増額されておりますので、これに反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（行政評価アドバイザー会議について）

宮本副委員長 先日の本会議の鈴木委員の関連質問に関連します、愛宕山少年自然の家の行政評価アドバイザー会議についてお伺いしたいと思います。このアドバイザー会議というところで廃止という判定が出たというふうに伺っておりますけれども、まずこの行政評価の手続の流れについて初めに伺います。

渡辺財産管理課長 行政評価のうち公共施設につきましては、外部の委員方がおいでになり、外部評価ということで手続を行っております。6月ごろ、第1回の外部委員会議、アドバイザー会議と申しますが、そこで対象施設をまず選定いたします。7月には、その対象施設の所管部局が1次の評価を実施いたします。そして、9月でございますが、それを受けまして、アドバイザーが外部評価、アドバイザー自身の評価をしていただくということになります。これには現地調査、それから、施設管理者からの聞き取り調査などが行われます。これを受けまして、10月には所管部局が2次評価を実施いたします。そして、11月でございますが、行政改革推進本部におきまして最終的に施設の見直しの方向性を決定していく、そういう流れになっております。

宮本副委員長 確認なんですけど、そうすると、所管部局の会議を経た後、行政改革推進本部も同じく廃止という検討をするという、評価を下したという認識でよろしいでしょうか。

渡辺財産管理課長 行政改革推進本部での決定というのは、庁内での方向性を決定するという

ことでございます。今回の愛宕山自然の家の2次評価におきましては、今年度未までに廃止を含めた施設のあり方を検討していくというふうに示しておりますように、評価結果につきましては、議会をはじめ、皆様方の最終決定、予算案、条例案に反映させると、そういう手続でやらせていただいております。

宮本副委員長 その評価結果についてですけれども、廃止を検討するという評価結果が出たわけですが、先日の関連質問でも鈴木委員がおっしゃいましたように、県議会が一切関わっていないと。実際、先日の関連質問でも、9月6日の新聞報道で鈴木委員が知ったということで、我々議会側も全くそのことを事前に話は聞いてなかったものですが、こういったことについて議会に対してどのように考えているのか、それをまず伺いたいと思います。

渡辺財産管理課長 9月の新聞報道につきましては、アドバイザーが自身でそれぞれ調査をいたしまして、評価を出しております。このために、私どもはその評価内容を知ることにはもちろんございません。このため、新聞報道が先に出ているということでございます。ただし、11月の行政改革推進本部での方向性の決定につきましては、この手順で平成23年度から実施をしております。このような重要な事項につきましては、議会の皆様との緊密な連携におきまして、一層意を用いてまいり所存でございます。

宮本副委員長 ちなみに、私は鈴木委員のお気持ちをそんたくしますと、非常に議会軽視であると思うんです。逆に言うと、当然、諸問題で、出せる時期と出せない時期とあると思うんですけれども、ある意味、議会に対してそういうことを事前に言ったほうがいい、あるいは言わないというところの基準みたいなものはあるんでしょうか。どういうときに、重大案件だからこれは伝えたほうがいいのか、そういうのがあるのであれば、今回はそれに当たらなかったから多分なかったと思うんですけれども、いかがでしょうか。

渡辺財産管理課長 具体的な基準は持ち合わせていないところでございます。

宮本副委員長 済みません、質問が悪かったです。いずれにせよ、やはり老朽化と言われても、かなり長い間県民から愛されておりまして、かつ鈴木委員の関連質問でもありましたように、県民にとっても非常に使いたいというか、使い勝手のいい、近くにあり、かつ今でも愛されている施設であるということですから、ぜひこういった事案に関して、先ほどおっしゃった、議会とのまさに連携を強化していただきたいなと思います。

同じこの質問で、ちなみに、以前、私もちょっと調べたんですけれども、ことぶき勸学院と同大学院と2つの運営費について評価に上がって、アドバイザーの3名の全てがこの2つの事業を廃止するという意見であったそうですが、県としては最終的に大学院のみ廃止という判断を行ったと承知しています。このような経緯がある中で、アドバイザーの意見に対する県のスタンスというのは、それを受け入れるか受け入れないかはどのようなスタンスなのかを伺いたいと思います。

渡辺財産管理課長 アドバイザーの評価結果につきましては、施設のあり方を県が最終判断をする上で参考としてまいります。その参考とすべき1つの要素という位置づけでございます。

宮本副委員長　そうすると、今回のこの愛宕山少年自然の家は、当然12月まで検討ということですので、廃止も含めて検討ということですが、そうすると、廃止じゃないということも可能性としては十分出てくるという認識でよろしいでしょうか。

渡辺財産管理課長　現在福祉保健部におきまして、愛宕山少年自然の家のあり方について検討が行われているというところでございます。最終的には、この外部評価の結果を参考とさせていただくとともに、利用ニーズなどに関します、県議会をはじめとする皆様方の意見を踏まえる中で最終的な決定をしていくものと考えております。

宮本副委員長　実はきょうの朝、県警さんにも老朽化インフラについて私伺ったんですけれども、たしか後藤県政始まってすぐの半年か8カ月後に、国からの通達かどうかわかりませんが、今後インフラが多分全ての都道府県でどんどん老朽化してくると。当然、高度経済成長時代に建てたものを含めて、笹子トンネルはまさにそういった事案だったと思うんですが、この施設に限らず、今後30年40年たった老朽化した施設に対して、全て改修とか、あるいは存続というのはなかなか難しい面もあるのかなとは思いますが、今後そういったものに対して、今回の愛宕山少年自然の家も含めて、どのように対応していく考えなのか伺いたいと思います。

渡辺財産管理課長　厳しい財政状況が続く中でございます。県が所有している施設をより有効に活用していくということが求められていると考えております。現在私どものほうでは、公共施設等総合管理計画に沿いまして各施設のあり方を見直しております。その中では、少子高齢化によって変容する県民サービスを踏まえる中で、施設が本来の目的を達成しているか、また運営されているか、このような観点から現在検討を進めているところでございます。検討に当たっては、先ほどの外部評価のアドバイザーの意見、そして、皆様方の広い御意見をいただきまして、適切な改修を行いながら存続する施設、あるいは類似の施設機能を有する施設につきましては集約化等をする施設、このようなものを含めまして、今後のあり方について判断をしてみたいと考えております。

宮本副委員長　おそらくこういった事案が今後ふえてくることは間違いないかと思うんです。ただ、先ほど鈴木委員の本会議の関連質問にありましたように、そういった事案というのはとりわけセンシティブというか、県民にとっても、あの施設がなくなってしまうのか、この施設が廃止になるのかということは非常に、これまであったものがなくなるというわけですから、プラスになっていくわけじゃないですから、ぜひ議会にも事前に相談するなり、そういった形でしていただきますことを最後にお願い申し上げまして質問を終わります。

鈴木委員　1つ関連です。今、宮本副委員長が言ったことも基本にあるんだけど、要は、私たちが言っているのは、山梨県の中で子供の教育とかそういう施設を考えたときに、八ヶ岳とかいろいろあるかもしれないけど、県都甲府のこのいい場所に施設がある。しかしキャンプ場は、ちゃんとしていないからこんなことになっている。小学校とか育成会とかそういうところへちゃんとやっているかって、やってないんだよね。

もう1つは、長年1973年からずっと継続してきて、金額的にどうかというところ、宿泊費見てごらん。あれは、子供たちのためにそういう金額でやったんだよ。1泊320円だっけ、普通ないでしょう。ご飯食べたって五百何十円ぐ

らいじゃないですか。会社だって社員教育で使うと言えば、あそこを使わせてもらえます。でも、要は、基本的には、小学校、中学校、それ以前の子供たちなどが、使っていると思うんだけど、やはりそういうことを含めて、ただ単に廃止かどうかじゃなくて、基本的な経営管理をちゃんとしないと。そこまでこういうふうにしてやれば、そんな廃止になるなんていうものじゃないと思うから。

これはまた県議会の皆さんにもお話ししたり、意見聞かなきゃならんと思うけれども、いずれにしてもやはりこれは県議会も考えて、確かにアドバイザーもいるかもしれないけど、そればかりで、じゃ、廃止だ、廃止じゃないという論議じゃないと思う。その辺はもう一度、来年の2月に、決まりましたからこうだなんていうことは受けれないかも知れないよ。だから、そこだけは頭に入れておいてください。よろしくお願いします。

(消防団員について)

早川委員

地域の声も大きく、このタイミングでないと言えないので。ちょうど県内各地で全県的に来年度の消防団員を募集していくと思うんです。そういった中で、やはり地域の消防団員を集めるのには、1つは団員の報酬だと思うんですね。そんな中で、ここにある「消防白書」を見ると、団員には総務省から3万6,500円、手当が7,000円が措置されているという事実がある中で、例えば甲州市は団員に1万円で、鳴沢村や富士河口湖町は3,000円。総務省からは3万6,000円来ていて、団員には3,000円を支給という、こういう差があってですね。これはもちろん市町村の裁量ということも認識をしているんですけども、こういう差がなぜ起きているのか、またその理由は何なのか、教えてください。

内藤消防保安課長 以前、本県においては、無報酬の市町村がございましたが、平成27年度中にそこについては解消をしたところでございます。委員がおっしゃったように、報酬等を支払う財源としましては、国から標準的な費用として算定をいたしました額に基づき普通交付税が交付されております。おっしゃるとおり、地方交付税の使い道は市町村がそれぞれの実情に応じて決めているところでございますので、その実情に応じて差が生じているという状況にございます。

早川委員

市町村の財政状況によって変わるということですが、なかなか理解できないので、県として是正に対して何かすべきだと思うんです。そこは何かやらないんでしょうか。また、やっていることがあれば教えてください。

内藤消防保安課長 報酬の実態につきましては、御説明しましたとおり地域の実情ということを私どもも承知をしておりますけれども、消防団の活動内容自体には、各市町村においてそれほど大きな差はないと認識をしておりますので、報酬についても大きな差異がないことが望ましいと考えております。そういうことですので、消防庁からは、先ほど委員もおっしゃいましたが、1万円に満たないところには引き上げについて特に強力に要請をするように要請を受けておりますので、これに基づき私どもとしても各市町村に対しまして、1万円、さらにそれ以上というふうに強力に要請をしているところでございます。

早川委員

普通に消防団員のごことは一般の人たちにはわかりづらいので、努力をしていただきたいと思います。

団員をふやすことについて、遠藤委員長も女性消防団員のことを本会議で言

ったと思うんですけれども、私はもう1つ、女性と若い人、笛吹市とかいろいろやっているんですけれども、学生ですね。学生をふやす、その地域にいる学生を消防団員にすることが必要だと思うんです。県として、これも市町村に対する働きかけだと思うんですけれども、若者の団員確保に向けて県としてどういうふうな動きがあるか教えてください。

内藤消防保安課長 学生の消防団員加入促進につきましては、学生の卒業後の進路はさまざまであると思うんですが、やはり地域貢献に対して関心のある学生は一定数いると考えております。学生の加入形態とすれば、居住している市町村の消防団に入るといこともございますし、実際に通学をしている大学等が所在している市町村の消防団に加入する方法も考えられます。そうした際に加入ができるように、市町村において通学者も消防団員に加入できるような条例改正をする必要があると認識をしております。これにつきましても、私どもも市町村に対して強力に呼びかけをしてまいりたいと思っております。

早川委員 今、現状だと通勤だけれども、通学にするということですね。そういう条例改正を市町村に促すということですね。本当に学生の団員がふえれば、例えば私の地元だと、看護学校とか健康科学大学とかで、介護の対応とか救急対応することによって、勉強が実際の活動にもつながるので、これはぜひ進めていただきたいと思います。

もう1つ、今取り組んでいる女性とか若者に対して呼びかけるだけでなく、最近の消防庁とかのいろいろな動きでより現実的なのは、その地域にある企業。それは協力企業という薄いものじゃなくて、もっと積極的にやるべきだと思っていて、県として具体的に大企業、中小企業とか団体にアプローチができないのか。また、本会議の答弁もあったと思うんですけれども、それを推進する場合に、やたらめったらじゃなくて、時間とか役割を区切った機能別消防団員をもうちょっと押し出して、企業に関わってもらえるように、そうすれば解消していくと思います。その点に対して、ぜひ団体や企業にアプローチしていただきたいと思います。いかがでしょう。

内藤消防保安課長 御指摘のように、企業の従業員に消防団員として活動してもらおうということは非常に重要だと考えております。特に大規模災害時等には必要が高まると感じております。県といたしましては、企業個別もありますが、まずは経済団体、それから業界団体等に対しまして、従業員が消防団に加入して活動することの必要性を文書や訪問などによりまして積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。

一つの推進策としまして、御指摘のありました、役割と時間等を限って活動する機能別消防団員は非常に有効な方策であると考えておりますので、この機能別消防団員の活用につきまして市町村とともに調査・研究をいたしまして、連携して強力に推進してまいりたいと考えております。

(公共施設の管理計画について)

小越委員 愛宕山少年自然の家の話なんですけれども、県の公共施設の管理計画の中で、これ以上の県の施設の面積をふやさないと、そこがある限り、次々とどこかを削らなきゃならなくなると思う。新しいものをつくれれば、その分だけ削らなきゃならなくなる。この計画の方針そのものを変えないと、次から次に、次が出てくるんじゃないですか。そこを変える方針はないんでしょうか。

渡辺財産管理課長 平成27年に策定いたしました総合管理計画の中では、新しい時代の要請で必要となる施設、これにつきましてはその外ということで、重要性を見きわめながら整備をしていくという形になっております。

小越委員 10%削るということになっていますよね。新しいものはつくるけど、古いものはどんどん削っていかないと、10%削減にならないわけです。だから、あの施設の計画そのものの方針を変えない限り、愛宕山少年自然の家は残ったかもしれない、じゃ、次はどこを削るかって考えなきゃなくなるわけですよ。だから、この10%削減するというこの方針そのものを変えないと、次から次へ、次どこってなってくるんじゃないですか。

渡辺財産管理課長 申しわけございません。その10%削減というのはどちらから？

小越委員 計画に書いてありますよ。面積。

渡辺財産管理課長 いや、10%という数字は出ておりません。

小越委員 じゃ、それは違う課かもしれないけれども、県有施設のところを次から次へ、愛宕山少年の家が残ったとしても、次から次へ古いところはカットしていきこうなっていくと思います。出資法人のところでも出ておりますのでね。愛宕山少年自然の家、それから、福祉施設、載っております。

それと同時に、じゃ、どうしたらいいのか。財政難だ、金がないといいますが、けれども、決算委員会のおきもお伺いしましたけれども、基金がたくさん残っております。きょうの新聞にもありましたけれども、今度、地方消費税の配分を変えますと、かなり地方消費税が回ってくるんじゃないかと思えます。そうすると、山梨県は県税がふえて、ますます基金がいっぱいになるんじゃないでしょうか。基金が積んであるところは、総務省は地方交付税を減らしてはどうかという議論もありますけれども、この積み上がっている、東京、大阪に次いで多いこの基金をこれからどう使っていくんですか。愛宕山少年自然の家が古いのであれば、そこにお金を出して建てかえることもできるんじゃないですか。この基金の使い方、今後どうするのかお伺いします。

泉財政課長 ただいまのお話、御質問についての前提となります、消費増税についての配分方法、こちらにつきましては、申しわけありません、まだ配分基準の詳細が示されていないということで、本県への正確な影響については不明ということでございまして、仮定のお話を差し上げるのは差し控えさせていただきたいと考えております。

そして、仮にですが、本県に対する配分額がふえたというふうな、そのときには例えば国のほうから、基準財政収入額がふえた。例えば収入額、この本県に、山梨にふえたというときには、その分、例えば交付税が減らされるということで地方は、税収がふえればそれが全て使えると、それがそのまま使えるということでは必ずしも財政構造はなっておりませんで、交付税の見合いの形で、そのときそのときの状況に応じる形で財政事情を見きわめながら対応していきたいと考えてございます。

小越委員 基金の使い方をどうするのか、方針を持っていただきたいんです。山梨県は230億円ぐらい財政調整基金がありますよね。率にするとすごく高いです。何のために積んでいるのか。愛宕山少年自然の家は財政難だと言いましたけれ

ども、この230億円をこれからどう使っていくのか県民の方に説明していかないと、ただただ積んでいくのか、いや、リニアのために使うのか、スタジアムなのか。ここをちゃんと、これからどうしてこんな積んでいくのかということの方針を持って説明していただかないと、ただただ積んでいけばいいというものじゃないと思うんですけれども、そこをどう考えているのか説明してください。

泉財政課長

今、基金の状況を申し上げますと、これまでふえたふえたというふうにおっしゃる方もいらっしゃるんですけども、平成28年度の財政状況を見ますと、予算の段階で160億円という、過去20年間では特に例のない規模の財源の取り崩しを計上しております。それは何のためにやっているかといいますと、そもそも必要な県民の方への福祉、県としてのサービスを行うために160億円の財源を取り崩す形で適切にその財源を使って予算を組んだわけでございます。平成29年度も同じでございます、160億円の財源の取り崩しを計上しております。まさに先日来、補正予算を計上するとき、この基金を使わないのかというふうなお話をいただいている方もいらっしゃるんですけども、当初予算の段階で既に160億円を適切な県民サービスを行うために基金を充当しているという状況があります。ですから、基金を必ずしも使っていない、ため込んでいるということではございませんで、適宜適切に日々、財政状況を見きわめながら使っているということで御理解をいただければと思っております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、2月1日に実施することとし、場所等については後日通知することとした。
- ・11月8日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査及び意見交換会については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

総務委員長 遠 藤 浩